

---

# インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策 ハンドブック

---

—米国編—

2021年3月  
文化庁

### 【本ハンドブックについて】

本ハンドブックに掲載した情報は2021年3月時点で把握している情報をもとにしております。本ハンドブックにおいては、基本的に事実情報を提供することを目的としておりますが、各国の法制度や裁判例については、解釈にまで踏み込んだ情報提供をしている部分もございます。一般的な解釈がこの通りであることを保証するものではありませんのでご注意ください。

本ハンドブック内の情報を利用することで生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、委託事業者及び検討委員会、文化庁は一切責任を負いません。なお、権利行使に際しては、相手先から名誉・信用毀損や権利濫用等として、反対に責任を問われるリスクもありますので、必要な場合には弁護士等にも相談の上、慎重にご対応ください。



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

## はじめに

### 1. デジタル時代における著作権侵害

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の発展、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上においても日本の音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどの海賊版が世界規模で流通し、その被害が急増していることはもはや言うまでもない。このような状況を踏まえ、かつて文化庁では、日本の著作権者・コンテンツ企業等がインターネット上の海賊版に対して権利を行使するための一助となることを目的に、2015年当時の最新情報を調査し、2016年3月に「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック - 米国・韓国・インドネシア -」（以下「旧ハンドブック」という。）を発行している。本ハンドブックは、旧ハンドブックと同様の思想を契機としつつも、後述するように、より発展的な展開を試みたものである。

旧ハンドブック発行以降も、我が国におけるインターネット上の著作権侵害による被害はなお甚大である。近年では、2019年に大規模違法リーチサイト「はるか夢の址」事件において主犯らに対する実刑判決が確定し、また同年に史上最悪の海賊版サイト「漫画村」の運営者と疑われる者が逮捕・起訴されたことも記憶に新しい。これら事件も踏まえ、我が国では2020年6月に「インターネット上の海賊版対策の強化」に関する著作権法改正がなされたところである。

しかし、これまでの海賊版被害による教訓は、当該法改正によって完結するものではなく、今後の著作権実務へ集約していくことが重要である。今般の法改正を機に、デジタル時代におけるコンテンツビジネスの現状や、これまでの著作権者・コンテンツ企業等・文化庁を取り巻く海賊版対策史を俯瞰すると、以下のような視点が導ける。

#### 【視点①】

デジタル時代において、海賊行為の多様化・匿名化により、海賊版対策への対策も日々進化している。また、デジタル時代に対応した著作権法等の改正も日本国及び各国で頻繁に行われている。そのため、海賊版対策や法改正に関する情報もタイムリーなアップデートが必要である。

#### 【視点②】

近年、インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策に関する事例が蓄積されてきており、一部の著作権者・コンテンツ企業等においては相当程度のノウハウや知識が集約・成熟されている（企業内の海賊版対策専門家の出現）。これら海賊版対策専門家のノウハウや知識は極めて有用である。一方、海賊版対策専門家を擁するコンテンツ企業等が必要とする情報は、高度な内容となる。

#### 【視点③】

著作権侵害対策が引き続き重視されていることのほか、海賊版対策専門家の出現が刺激となり、新たに海賊版対策に積極的に対応する著作権者・コンテンツ企業等が増加している。また、近年のデジタル時代の動向として、SNSの急速な普及により、UGCがコンテンツビジネス市場に参入しており（いわゆる「一億総クリエイター時代」）、今後は個人レベルで行われる小規模な海賊版対策も念頭に入れる必要がある。そのため、新たに海賊版対策を行う者（新規対応者）への情報提供の場が必要である。

以上の視点①ないし③を念頭に、本ハンドブックを取りまとめたい。

## 2. 本ハンドブックの構成

### (1) 総論編

本来、海賊版対策は、サーバー設置国やウェブサイト・ウェブサービスの運営者所在国、侵害者所在国等の著作権保護制度に則って行う。しかし、インターネットという国境を越えた場所における海賊版対策に関しては、実務上、各国の著作権保護制度に則った対応を行う前に、国を意識しない「共通の対応」を実施し、また国内及び国外、さらには対象国すら問わない「共通の論点」が存在する。

本ハンドブック総論編（2020年度）では、このような実務を念頭において、まずは「共通の対応」や「共通の論点」などについて整理している。なお、総論編については、その性質上、新規対応者にとって有用な情報となることが多い。そのため、後述の検討委員会において海賊版対策専門家等の有識者よりヒアリングしたノウハウ・知識を集約し、これまで海賊版対策の経験がない者にも理解できるよう、可能な限り基本的な事項にも踏み込んだ解説をしている（視点③）。

### (2) 各論編（各国編）

次に、総論編に記載する国内における「共通の対応」を実施しても奏功しない場合、各国の法制度に基づいた侵害対応実務等を行う必要がある。そこで、本ハンドブック各論編（各国編）においては、各国ごとに具体的な法制度およびそれに基づく権利行使等を調査し、取りまとめている。2020年度においては、権利者へのアンケートの結果、法制度等の整備状況、コンテンツ市場規模等に鑑み、米国、ベトナム、ロシアを調査対象としている。

各論編については、国内の対応が万策尽きたことを前提に、各国におけるエンフォースメント等を念頭に置いた解説となるため、その性質上、内容は海賊版対策専門家向けの高度な情報となる。そのため、後述の検討委員会において海賊版対策専門家等の有識者より、必要な情報や問題意識についてヒアリングを実施している（視点②）。なお、海賊版対策専門家においては、多忙なことが多いため、エッセンスとなる情報のみを的確に集約し、分量をコンパクトに収めることとした。

初めて海賊版対策業務等に取り組みされる方においては、各論編を読む前提として、総論編を熟読されることをお勧めしたい。

### (3) 分冊構成

最後に、これら本ハンドブックの総論編・各論編については、それぞれ分冊として発行している。これは、各論編における調査対象国を随時追加することのほか、視点①から、総論編、各論編の内容ごとに、各々最新状況に応じた合理的かつ迅速なアップデートを可能とすることを念頭に置いているためである。

## 3. 本ハンドブック策定の背景

本ハンドブック策定にあたっては、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）を委託先とし、T&K法律事務所を中心に執筆協力を頂いた。

また、本ハンドブックに記載する内容や調査項目等については、海賊版対策専門家や著作権に係る法制度に精通した有識者からなる「検討委員会」における検討を通じて、調査を実施している（調査には、本分野における経験が豊富な企業等へのヒアリングを含む）。

「検討委員会」の委員および調査協力者等は以下のとおりである。検討委員会については、コロナ禍という特殊な状況の中、極めて豪華な面々に集まって頂き、ご高見を承ることができた。専門的見地から適切なアドバイスを頂いた検討委員の方々、各国専門家ならびに貴重な情報提供を頂いたコンテンツ事業者、各団体の方々にこの場を借りて謝意を表したい。

#### 検討委員会

##### 【委員長】

埴崎 隆之 氏 ((社) コンテンツ海外流通促進機構 事務局長、T&K 法律事務所 パートナー)

##### 【委員】(五十音順)

伊東 敦 氏 (株式会社集英社 編集総務部 部長代理)

奥邨 弘司 氏 (慶応義塾大学法科大学院教授)

勝家 功人 氏 (株式会社ポニーキャニオン 経営本部 システム部)

木村 浩也 氏 ((株) TBS テレビ 法務・コンプライアンス統括室 ビジネス法務部 弁理士)

佐藤 正和 氏 (東宝(株) 法務部)

末永 昌樹 氏 (一般社団法人日本レコード協会 著作権保護・促進センター センター長)

杉原 佳堯 氏 (Netflix 株式会社 パブリック・ポリシー担当ディレクター)

鷹野 亨 氏 (長島・大野・常松法律事務所ホーチミン・オフィス 日本国弁護士  
ベトナム外国弁護士)

道垣内 正人 氏 (早稲田大学大学院法務研究科教授、国際私法学会理事長、東京大学名誉教授、  
T&K 法律事務所 シニアカウンセラー)

前田 哲男 氏 (早稲田大学法科大学院客員教授、文化審議会著作権分科会臨時委員、  
染井・前田・中川法律事務所 弁護士)

宮川 雄一 氏 (株式会社クロスワープ 顧問)

#### 調査協力者

米国 : Cowan, DeBaets, Abrahams & Sheppard LLP

ロシア : Gorodissky & Partners Ltd.

ベトナム : Rajar & Tann LCT Lawyars

2021年3月  
文化庁著作権課

## [米国編]

ハンドブック総論編においては、インターネットを利用した著作権侵害の態様及び侵害対策の対象となるウェブサイトの所在地を問わずに我が国で事実上とり得る対応方法を紹介したが、米国編では、米国においてとり得る権利行使等の方法、裁判例、米国著作権法の概要を紹介する。

### 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. 権利行使の方法 .....  | 3  |
| (1) サービスプロバイダーに対する削除要請.....   | 3  |
| ア. ノーティスアンドテイクダウンの要件.....   | 3  |
| イ. ノーティスアンドテイクダウンに対する反論.....  | 4  |
| ウ. 通知に関する情報 .....   | 5  |
| (2) 侵害者に対する警告状の送付.....  | 6  |
| イ. 侵害者情報の入手方法 .....   | 6  |
| (ア) ノーティスアンドテイクダウンの対象となるサービスプロバイダーに対する発信者情報開示請求 (DMCA サピーナプロセス) ..... | 6  |
| (イ) 証拠開示手続.....   | 7  |
| (3) 刑事告訴.....   | 8  |
| ア. 刑事訴訟手続一般 .....   | 8  |
| イ. 捜査機関への情報提供 .....   | 8  |
| ウ. 米国著作権法違反に関する刑事罰.....   | 8  |
| (4) 民事訴訟.....   | 9  |
| ア. 民事訴訟手続のフロー .....   | 9  |
| イ. 管轄 (どの裁判所において民事訴訟が行われるか) .....                                     | 11 |
| (ア) 事物管轄権 (federal subject matter jurisdiction) .....                 | 11 |
| (イ) 人的管轄権 (personal jurisdiction) .....                               | 11 |
| (ウ) 裁判地 (venue) .....   | 12 |
| ウ. 当事者適格 (民事訴訟の当事者となる地位を誰が有するか) .....                                 | 12 |
| エ. 請求内容 (訴訟形態) .....  | 13 |
| (ア) 差止命令 .....  | 13 |
| (イ) 損害賠償 .....  | 13 |
| (ウ) 法定損害賠償・弁護士費用等の訴訟費用の賠償 .....                                       | 14 |
| (5) その他の侵害対策.....   | 14 |
| ア. Operation in Our Sites .....                                       | 14 |
| イ. 米国国家知的財産権調整センター (NIPRCC) によるドメイン名の差押え .....                        | 15 |
| ウ. 広告取下措置要請 .....   | 17 |
| エ. カード決済停止要請.....   | 18 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 2. 裁判例・実際の権利行使事例等 .....              | 20 |
| (1) 最高裁判所 .....                      | 20 |
| (2) 巡回控訴裁判所 .....                    | 20 |
| ア. 刑事事件 .....                        | 20 |
| イ. 民事事件 .....                        | 21 |
| (3) 地方裁判所 .....                      | 24 |
| ア. 民事事件 .....                        | 24 |
| イ. その他の事例 (Megaupload) .....         | 26 |
| 3. 米国著作権法概要 .....                    | 27 |
| (1) 米国著作権法が保護する著作物 .....             | 27 |
| (2) 著作権者が米国著作権法上有する著作権 .....         | 27 |
| ア. 複製権 .....                         | 28 |
| イ. 二次的著作物製作権 .....                   | 29 |
| ウ. 頒布権 .....                         | 29 |
| エ. 実演権 .....                         | 29 |
| オ. 展示権 .....                         | 30 |
| (3) 権利制限規定 .....                     | 30 |
| ア. 各種の権利制限規定 .....                   | 30 |
| イ. フェアユース .....                      | 30 |
| (4) 著作権登録 .....                      | 31 |
| (5) 著作権表示 (Copyright notice) .....   | 32 |
| (6) 著作権保護システム (技術的保護手段) の回避の禁止 ..... | 32 |
| (7) 著作権侵害 .....                      | 33 |
| ア. 直接侵害と間接侵害の関係 .....                | 33 |
| イ. 直接侵害 .....                        | 34 |
| ウ. 間接侵害 (サービス提供者の責任) .....           | 34 |
| (8) 最近の動向 .....                      | 35 |
| ア. 法制度に関する動向 .....                   | 35 |
| イ. フェアユースに関する近年の裁判例の傾向 .....         | 37 |

## 1. 権利行使の方法

米国においてはインターネット上の著作権侵害に対して、以下の対応が考えられる。

- ① サービスプロバイダーに対する削除要請
- ② 侵害者に対する警告状の送付
- ③ 刑事告訴
- ④ 民事訴訟
- ⑤ その他の侵害対策

以下、各方法の概要について紹介する。

### (1) サービスプロバイダーに対する削除要請

削除要請に関連する米国の法制度としては、1998年のデジタルミレニアム著作権法（DMCA）によって追加された米国著作権法第512条<sup>1</sup>がある。

この条文は、大きく、①インターネット上で特定の行為を行うサービスプロバイダーに関する責任制限規定（一般的に「セーフハーバー」と呼ばれる。）、及び②著作権者などがサービスプロバイダーに対して、著作権侵害行為の除去などを求める際に利用すべき特別の手続（一般的に「ノーティスアンドテイクダウン」や「テイクダウンノーティス」などと呼ばれる。）を定めている。

このうち、①セーフハーバーとは、サービスプロバイダーが同条所定の条件を具備していることを条件に、著作権侵害に対する損害賠償から免責され、法定された内容以外の差止命令を発出されることがなくなるという制度である。近年の裁判で争われた事例においては、著作権者が米国においてサービスプロバイダーに対し著作権侵害を主張して民事訴訟を提起した場合、サービスプロバイダーによってセーフハーバーの主張がなされることが多い。

一方で、②ノーティスアンドテイクダウンの手続に則り、著作権者がサービスプロバイダーに著作権侵害行為の発生を通知し、侵害物の削除を求めたにも関わらず、これに対し適切に対処しなかった場合には、サービスプロバイダーはセーフハーバーの恩恵を受けることができない。

したがって、著作権者がサービスプロバイダーに対して差止請求や損害賠償請求等の民事訴訟を提起することを予定している場合、サービスプロバイダーによるセーフハーバーの主張を想定して、ハンドブック総論編Ⅱで解説した削除要請とともに、ノーティスアンドテイクダウンの手続をとることが望ましい。

#### ア. ノーティスアンドテイクダウンの要件

ノーティスアンドテイクダウンによる通知には米国著作権法第512条(c)(3)(A)に規定された内容が全て含まれている必要があり、サービスプロバイダーが指定した代理人に送付する必要がある。通知に記載すべき事項は以下のとおりである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 17 U.S.C. §512.

<sup>2</sup> 下線は執筆者によるものである。

**第 512 条(c)(3)(A)**

- (i) 侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名又は電子署名。
- (ii) 侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、又は単一の通知が単一のオンラインサイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合には、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。
- (iii) 侵害にあたる又は侵害行為の対象とされ、かつ除去又はアクセスを解除されるべきである素材の特定、及びサービスプロバイダーが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。
- (iv) 通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号及び（もしあれば）電子メールアドレス等、サービスプロバイダーが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。
- (v) 当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人又は法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述。
- (vi) 通知に記載された情報は正確である旨の陳述、及び偽証の制裁の下に、通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けている旨の陳述。

(i)や(vi)からすれば、排他的権利の保有者だけではなく、それを代理して通知を送付する権限を持つ者は、ノーティスアンドテイクダウンの通知を送ることができる。

適切な通知を受領したサービスプロバイダーは、侵害行為に対して速やかに対処することが求められる。仮に対応を怠った場合には、サービスプロバイダーはセーフハーバーの適用を受けることができなくなる。なお、著作権者等が法律に定める正しい形式を満たさない書面を送ったり、サービスプロバイダーが通知の受領者として指定した代理人以外に送付したりしても、そのような通知は有効ではなく、当該通知の有無は第 512 条(c)に基づくセーフハーバーを受ける前提となる第 512 条(c)(1)(A)該当性において考慮されない（第 512 条(c)(3)(B)）。したがって、法律上、サービスプロバイダーは当該通知を無視することすらできるため、適式な通知を正しい代理人に対して送付することが重要である。また、(v)の陳述には、当該方法による素材の使用がフェアユースによって正当化されないと善意誠実に信ずる旨の陳述が含まれる<sup>3</sup>。

## イ. ノーティスアンドテイクダウンに対する反論

通知を受領して、問題のコンテンツを削除したサービスプロバイダーは、コンテンツの提供者に対して通知を送付する。この場合に、もし提供者がサービスプロバイダーに対して適切な反対通知（カウンターノーティス）を送付すると、サービスプロバイダーはこの反対通知を著作権者に送付するとともに、サービスプロバイダーが反対通知を受領した日から 10 営業日以降 14 営業日以内に、コンテンツを復活させる。著作権者などがこの復活を阻止するためには、訴訟を提起する必要がある<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> *Lenz v. Universal Music Corp.*, 801 F.3d 1126, 1138 (9th Cir. 2015). 後記 2 (2) イ (オ) 参照。

<sup>4</sup> ノーティスアンドテイクダウンの手續上、サービスプロバイダーは通知の妥当性を判断する立場にはない。したがって、著作権者などがサービスプロバイダーに対して反論などを行うことは予定されておらず、訴訟手続を開始しない限り、サービスプロバイダーはコンテンツを復活させる。仮に、サービスプロバイダーが、訴訟が提起されていないにもかかわらずコンテンツを復活させない場合には、削除の継続について責任を問われることになる（第 512 条(g)(2)）。な

また、この手続に関連して、通知及び反対通知につき故意に重大な不実の表示を行った者に対しては、米国著作権法第 512 条(f)が特別の責任規定を設けている（以下のコラム〈削除要請のリスク〉参照）。

#### ウ. 通知に関する情報

米国著作権法に沿った通知のひな型は、ハンドブック総論Ⅱ 1（3）に掲載している。そのほか、具体的な通知のサンプルとしては、以下のサイトにおいても公開されているため、これによって具体的な書式を知ることができる。

〈National Press Photographers Association, Two Easy Steps for Using the DMCA Takedown Notice to Battle Copyright Infringement〉

<https://nppa.org/page/5617>

〈Gene Quinn, Sample DMCA Take Down Letter, IPWatchdog (Jul. 6, 2009)〉

<http://www.ipwatchdog.com/2009/07/06/sample-dmca-take-down-letter/id=4501/>

また、ノーティスアンドテイクダウン通知を送付すべきサービスプロバイダーの指定代理人に関しては、以下の URL で著作権局がそのリストを公開しているため、これによって知ることができる。

〈Directory of Service Provider Agents for Notification of Claims of Infringement〉

[http://copyright.gov/onlinesp/list/a\\_agents.html](http://copyright.gov/onlinesp/list/a_agents.html)

また、近時、商務省がノーティスアンドテイクダウンの実務について、望ましい運用、あるいは、望ましくない運用に関するリストを公開しているため、これも通知を送る際の参考となる<sup>5</sup>。

#### コラム〈削除要請のリスク〉

後述のとおり、米国著作権法第 512 条(f)は、(1)（削除要請通知において）インターネット上に掲載されたコンテンツ又はインターネット上の行為が著作権侵害にあたる旨、故意に重大な不実の表示を行う者は、サービスプロバイダーが当該コンテンツ等を除去し又はアクセスを解除するにあたって当該不実の表示に依拠した結果、被害を受けた著作権侵害者と主張された者又はサービスプロバイダーが被った全ての損害（費用及び弁護

お、本項の「訴訟」に外国における訴訟も含まれるかについては、米国著作権法及び米国判例法上明らかではないものの、米国著作権局が発行した米国著作権法第 512 条に関する報告書によれば、「連邦訴訟」はカウンターノーティスから始まると言及しており、米国連邦訴訟のみが「訴訟」に含まれることを想定していることを示している（SECTION 512 OF TITLE 17, <https://www.copyright.gov/policy/section512/section-512-full-report.pdf>）。

<sup>5</sup> Department of Commerce, The DMCA Notice-and-Takedown Processes: List of Good, Bad and Situational Practices, [http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/DMCA\\_Good\\_Bad\\_and\\_Situational\\_Practices\\_Document-FINAL.pdf](http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/DMCA_Good_Bad_and_Situational_Practices_Document-FINAL.pdf).

士報酬を含む)を賠償する責任を負うこと、及び(2)(カウンターノティスにおいて)インターネット上に掲載されたコンテンツ等が錯誤又は誤認により除去され又は解除された旨、故意に重大な不実の表示を行う者は、サービスプロバイダーが除去された当該コンテンツ等を復活させるにあたって当該不実の表示に依拠した結果、被害を受けた著作権者若しくはその許諾を受けたライセンサー又はサービスプロバイダーが被った全ての損害(費用及び弁護士報酬を含む)を賠償する責任を負う、と規定している。

このため、権利者が削除要請を行うにあたっては、仮に削除要請の対象コンテンツが著作権侵害対象物でなかった場合、第 512 条(f)に基づき<sup>6</sup>、逆にそのコンテンツの提供者から損害賠償請求がされる可能性がある。実際に第 512 条(f)を根拠に損害賠償請求が行われたケースとして、後記2(2)イ(オ)(カ)のほか、数多くの事例が存在する。

## (2) 侵害者に対する警告状の送付

### ア. 概要

著作権者が著作権侵害に対処する手段として、著作権を侵害しているコンテンツの削除要請や、サービスプロバイダーに対するノティスアンドテイクダウンの通知の送付以外にも、実際に侵害行為を行う個人に対して警告を行うという手段をとることも考えられる。

もっとも、著作権侵害者に対して警告を行う際、侵害者に関する情報が必要となるが、サービスプロバイダーに対し、そのような情報を開示するように求めたとしても、プライバシー法や個人情報保護方針との関係で、サービスプロバイダーが侵害者に関する情報を任意に開示する可能性は低い。

強制力をもった情報開示手段としては、大きく分けて以下の2つが存在する。

### イ. 侵害者情報の入手方法

#### (ア) ノティスアンドテイクダウンの対象となるサービスプロバイダーに対する発信者情報開示請求 (DMCA サピーナプロセス)

DMCA サピーナプロセスとは、ノティスアンドテイクダウンの対象となるサービスプロバイダーに対して、著作権者やその代理を授権された者 (a person authorized to act on the owner's behalf) が、発信者情報の開示を請求する簡易な手続である (米国著作権法第 512 条(h))。

DMCA サピーナプロセスを利用するためには、①著作権侵害コンテンツに関して発したノティスアンドテイクダウンの通知の写し、②求める情報開示命令及び情報開示命令を要求する目的が侵害者とされる者を特定することであり、かかる情報が米国著作権法に基づいて権利を保護する目的のみに使用される旨の宣誓陳述書を添付して、米国連邦裁判所書記官に申請する必要がある。DMCA サピーナプロセスを発するのにかかる費用は、申請手数料の 35 ドルとこれに付随する弁護士費用のみであり、比較的安価な方法といえる。もっとも、裁判所は DMCA サピーナプロセスの適用を制限的に解釈する傾向があること、DMCA サピーナが発出された際には既にインターネットサービスプロバイダーがデータログを削除しているかもしれないこと、インターネットサービスプロバイダーから提供される情報が不

<sup>6</sup> 米国著作権法第 512 条(f)以外に訴訟手続の濫用等を根拠とする場合もある。

正確又は役に立たない可能性があること等の理由から、DMCA サピーナプロセスはあまり使用されていないようである<sup>7</sup>。

加えて、BitTorrent のような、いわゆるピアツーピア (P2P) ファイル共有プラットフォームに関する事件では、インターネットサービスプロバイダーが侵害者たるユーザーに関する情報の唯一の情報源であることがあるにもかかわらず、DMCA サピーナプロセスが、「単なる導管」の役割を果たすインターネットサービスプロバイダー (mere conduit ISP) に適用されるかは事案毎に様々であり、実際に DMCA サピーナプロセスの適用が制限された事例も存在する<sup>8</sup>。

このため、ピアツーピア (P2P) ファイル共有プラットフォームに関する事件においては、DMCA サピーナプロセスを用いるよりも、侵害者たるユーザーを身元不明者 (John Doe) として訴訟を提起し、連邦民事訴訟規則第 26 条(d)(1)<sup>9</sup>及び第 45 条<sup>10</sup>を用いて召喚状を請求することで、侵害者たるユーザーに関する情報を得る事例も散見される<sup>11</sup>。具体的には、まず、被告を身元不明者として訴訟提起した後、ウェブサイト管理者等のオンラインサービスプロバイダーに対し、侵害者たるユーザー (被告) の IP アドレスの提出を命じる召喚状を請求する。オンラインサービスプロバイダーは、投稿者の IP アドレスは記録しているが、当該 IP アドレスをどのコンピューターが使用していたかは把握していないことが多いため、次に、当該 IP アドレスを提供しているインターネットサービスプロバイダーに対し、どのコンピューターが当該 IP アドレスを使用していたかに関する情報、当該コンピューターのアカウント所有者の住所及び電話番号等の連絡先情報の提出を命じる召喚状を請求する。これらの請求が認められ当該アカウントの所有者の情報が明らかになった場合、当該アカウント所有者を被告として訴状を修正し、訴訟を遂行することができる。

しかし、John Doe 訴訟には多くの時間と費用がかかるため、上記のように安価に行える DMCA サピーナプロセスは、侵害者の身元を明らかにする第一歩としての選択肢となり得る。なお、YouTube や Facebook のような、実際に著作権侵害コンテンツを保有するピアツーピア (P2P) でないサービスプロバイダーは、DMCA サピーナプロセスに対し適切に対応することが見込まれ、侵害者に関する正確な情報が得られる可能性が比較的高い。したがって、このようなサービスプロバイダーに対して侵害者に関する情報を得ようとするときは、DMCA サピーナプロセスは非常に有用である。

## (イ) 証拠開示手続

侵害者やサービスプロバイダーに対する民事訴訟を提起するのであれば、裁判の審理前の証拠開示手続において、サービスプロバイダーに対し侵害者に関する情報の開示を求めることが可能である。

例えば、ユーザーに対して単にインターネット接続サービスを提供しているプロバイダーは、前記の DMCA サピーナプロセスの対象ではないと判断される場合がある<sup>12</sup>。そのため、ファイル共有サービス

<sup>7</sup> SECTION 512 OF TITLE 17.

<sup>8</sup> *Recording Indus. Ass'n of Am., Inc. v. Verizon Internet Servs., Inc.*, 351 F.3d 1229, 1232 (D.C. Cir. 2003), *In re Charter Commc'ns, Inc., Subpoena Enft Matter*, 393 F.3d 771 (8th Cir. 2005).

<sup>9</sup> Fed. R. Civ. P. 26(d)(1).

<sup>10</sup> Fed. R. Civ. P. 45.

<sup>11</sup> *Strike 3 Holdings, LLC v. Doe*, 337 F. Supp. 3d 246, 256 (W.D.N.Y. 2018); *TCYK, LLC v. Does 1-87*, No. 13 C 3845, 2013 WL 5567772, at \*3, \*5 (N.D. Ill. Oct. 9, 2013); *Virgin Records Am., Inc. v. Doe*, No. 5:08-CV-389, 2009 WL 700207, at \*1 (E.D.N.C. Mar. 16, 2009).

<sup>12</sup> *In re Verizon Internet Services, Inc.*, 351 F.3d 1229 (D.C. Cir. 2003).

を利用しているユーザーの情報をこうしたインターネット接続サービス提供プロバイダーから入手するためには、上記（ア）の手続ではなく、当該手続による必要がある<sup>13</sup>。

### （3）刑事告訴

#### ア．刑事訴訟手続一般

米国において、著作権法違反事件は親告罪ではない。そのため、著作権者からの訴えがなくとも、捜査機関は捜査を行い、刑事罰を求めることができる。但し、米国において著作権法違反事件が立件されることはまれである。

#### イ．捜査機関への情報提供

上記のとおり、米国では著作権法違反事件は親告罪ではないため、「告訴権者」についての定めはない。もっとも、非親告罪であっても捜査機関に対する情報提供は自由である。

捜査機関への申告（情報提供）については、下記のサイトにおいて、インターネット上から権利者が米国の捜査機関に情報を提供するためのフォームが設けられており、それぞれ必要事項を申告することができる。

〈National IPR Coordination Center Referral〉

<https://www.iprcenter.gov/referral/>

〈FBI Internet Crime Complaint Center〉

<https://complaint.ic3.gov/default.aspx>

#### ウ．米国著作権法違反に関する刑事罰

米国著作権法違反に関する刑事罰の規定は米国著作権法第 506 条<sup>14</sup>に置かれている。同法の規定によれば、米国著作権法違反に基づく刑事責任が成立するためには、被告人が①故意に著作権を侵害し、かつ、②侵害行為が以下に挙げるような、同条(a)(1)(A)～(C)の要件のうちいずれかに該当する必要がある。

##### 第 506 条(a)(1)

(A) 商業的利益又は私的な経済的利得を目的とする行為、

(B) 180 日間に、1 つ以上の著作権のある著作物について 1 部以上のコピー又はレコード（その小売価格の総額が 1,000 ドルを超える場合に限る）を複製若しくは頒布（電子的手段によるものを含む）する行為、又は

<sup>13</sup> Marshall A. Leaffer, Understanding Copyright Law, 461 (6th ed. 2014) など。

<sup>14</sup> 17 U.S.C. §506.

(C) 商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆がアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用可能にする方法によって頒布する行為（当該著作物が商業的頒布のために作成中の著作物であることを当該者が知り若しくは知るべきであった場合に限る）。

罰則は別に規定されており<sup>15</sup>、違反した類型や再犯であるかなどの要素によって法定刑は異なるものの、懲役については最大 10 年以下、罰金については個人について最大 25 万ドル、団体については最大 50 万ドルとされている。

なお、時効は違反行為から 5 年間である（第 507 条(a)<sup>16</sup>）。また、後記 2（2）ア（21 頁以下）のとおり、技術的保護手段の回避に関しては別途刑事罰の規定が設けられているほか、その他米国著作権法上のいくつかの行為についても個別の刑事罰の規定が設けられている。

このほか、合衆国法典第 18 編第 2319A 条<sup>17</sup>が、音楽の実演を無断で録音する行為などについて、同編第 2319B 条<sup>18</sup>が映画及びその他の視聴覚著作物を映画館内において無断で録画する行為などについてそれぞれ刑罰規定を置いている。

米国著作権法違反にかかる刑事事件の件数は統計上明らかではないが、司法省の公表している統計によれば、2014 年の知的財産権に関する刑事事件の起訴件数は 79 件とされている<sup>19</sup>。2017 年以降は、約 36 件の刑事事件が起訴されているが、上記の第 506 条及び第 2319 条に基づく事件は、わずか 3 件しかなくない。なお、司法省のサイトには時折米国著作権法違反に関する刑事事件の結果等が公表されているので<sup>20</sup>、これを参照することによって著作権侵害を理由とした刑事事件の動向を知ることができる。

#### （4）民事訴訟

##### ア．民事訴訟手続のフロー

連邦裁判所における民事訴訟の流れは以下のとおりである。なお、手続は連邦民事訴訟規則によって定められている。

図 1 民事手続の流れ

<sup>15</sup> 懲役について 18 U.S.C. §2319、罰金について 18 U.S.C. §3571 を参照。このほか、組織犯罪として行われた場合について、18 U.S.C. §1961-68 も参照。

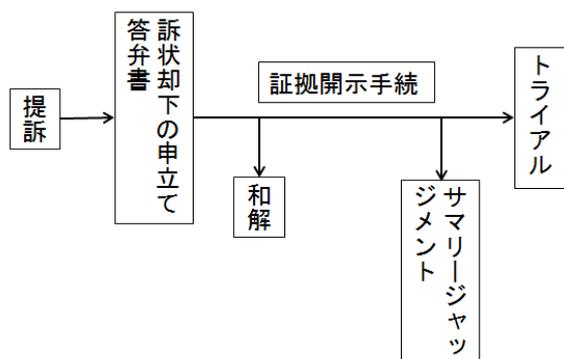
<sup>16</sup> 17 U.S.C. §507.

<sup>17</sup> 18 U.S.C. §2319A.

<sup>18</sup> 18 U.S.C. §2319B.

<sup>19</sup> Department of Justice, United States Attorneys' Annual Statistical Report Fiscal Year 2014 13, <http://www.justice.gov/sites/default/files/usao/pages/attachments/2015/03/23/14statrpt.pdf>.

<sup>20</sup> 最近のものとして、例えば Department of Justice, Operator of Music Piracy Websites Pleads Guilty to Criminal Copyright Infringement (Aug. 21, 2015)(<http://www.justice.gov/opa/pr/operator-music-piracy-websites-pleads-guilty-criminal-copyright-infringement>)を参照。



民事訴訟は原告が訴状（complaint）を連邦地方裁判所（Federal District Court）に提出することによって開始される。訴状は原告が被告に対して送達する。訴状を受領した被告は答弁書（answer）を提出することができる。被告は答弁書の代わりに、又は答弁書とともに、訴状が不適法であることを理由として、訴状却下の申立て（motion to dismiss）を行うことができる。仮に裁判所が訴状却下の申立てを認めれば訴訟は終結する。

訴状と答弁書のやりとりが終わった後に、事件は証拠開示手続（discovery）に移行する。証拠開示手続の中で、双方の当事者が関連する証拠を相手方に要求し、また開示する。

各当事者は、しばしば証拠開示手続の途中若しくはその最終段階に、サマリージャッジメント（summary judgment）<sup>21</sup>の申立てをする。申立ての中で、当事者は、証拠開示の結果得られた証拠に基づけば、トライアル（trial）の中で陪審によって認定されるべき事実に関する争いがないため、トライアルを経ずとも裁判所が申立人に有利な判断を下すことができると主張することになる。仮に、サマリージャッジメントの申立てが認められた場合には訴訟は終結することになる。

サマリージャッジメントの申立てが認められなければ、トライアルが開かれ、審理が行われることになる。但し、ほとんどのケースは、トライアルに至るまでに和解によって終結する。

米国著作権法違反の場合、原告が損害賠償を求めている場合にはいずれの当事者も陪審によるトライアルを求める権利を有する。仮に、当事者が陪審による審理を希望した場合には、陪審が事実を認定した上で評決（verdict）を行い、それに基づいて判決が下される。逆に、当事者が陪審による審理を希望しないか、侵害行為の差止めのみを求めている場合<sup>22</sup>には、裁判官によって審理が行われ、裁判官が事実を認定して判決を下す。

敗訴した当事者は巡回控訴裁判所に控訴することができる。巡回控訴裁判所において敗訴した場合は最高裁判所に審理を求めることができるが、最高裁判所で審理される件数はごくわずかである。

米国においては、巡回控訴裁判所や最高裁判所は、法律に関する問題に関しては地方裁判所の判断に制約されずに審理を行う一方、事実に関する問題については一般に陪審や地方裁判所に裁量が与えられており、衡平に基づき判断する。

<sup>21</sup> トライアルに移行する前に、真に争いのない事実法律を適用すれば結論が出る場合になされる略式判決をいう。

<sup>22</sup> この場合には当事者は陪審による審理を求める権利を有さない。

米国著作物（典型的には米国で最初に発行された著作物を指す。）に関しては、著作権者は、民事訴訟を提起する前に著作物を登録しなければならない<sup>23</sup>（米国著作権法第 411 条(a)<sup>24</sup>）。米国著作物以外の著作物（日本で最初に発行された著作物を含む。）に関しては、著作権者は著作権を登録することなく民事訴訟を提起することができる（ただし、著作物の発行地に関わらず、後述 14 頁以下のとおり著作権登録の有無は法定損害賠償及び訴訟費用の賠償の可否に影響するため注意が必要である）。

なお、下記エに述べる著作権侵害訴訟の出訴期限は 3 年である<sup>25</sup>（第 507 条(b)<sup>26</sup>）。

## イ. 管轄（どの裁判所において民事訴訟が行われるか）

米国においては（ア）事物管轄権、（イ）人的管轄権を有し、適正な（ウ）裁判地の裁判所に管轄が認められる。

### （ア）事物管轄権（federal subject matter jurisdiction）

米国は連邦制であるため、連邦裁判所のほか各州が独自に裁判所を有している。しかしながら、著作権侵害訴訟については連邦裁判所が専属的に管轄を有しているため<sup>27</sup>、州裁判所は管轄を持たない。連邦裁判所のうち、第一審を審理する連邦地方裁判所は国内に全 94 箇所、第二審を審理する連邦巡回控訴裁判所は全 13 箇所、そして最終審である連邦最高裁判所は 1 箇所存在する。

### （イ）人的管轄権（personal jurisdiction）

人的管轄は、一般管轄権と特定管轄権の 2 つの類型に分けることができる。一般管轄権は、被告が自然人の場合には、被告の居住する州を管轄する連邦裁判所、被告が法人の場合には被告が設立された州又は被告の本店（principal place of business）が所在する州を管轄する連邦裁判所が有する<sup>28</sup>。これ以外にも、被告が州と最小限度の接触を有し、請求がその接触から生じている場合には、その州に所在する連邦裁判所は特定管轄権を行使することができる<sup>29</sup>。さらに、ニューヨーク州<sup>30</sup>やカリフォルニア州<sup>31</sup>を含むいくつかの州は、ロングアーム法（long-arm statutes）と呼ばれる特定管轄権に関する州法を有している。これらのロングアーム法を有する州に所在している連邦裁判所は、その州のロングアーム法

---

<sup>23</sup> なお、著作権者が登録申請に必要な資料を提出した段階では民事訴訟を提起することはできず、著作権局による登録又は登録拒否があった後のみ、民事訴訟を提起することができる。 *Fourth Estate Public Benefit Corporation v. Wall-Street.com, LLC* 139 S. Ct. 881.

<sup>24</sup> 17 U.S.C. §411.

<sup>25</sup> 著作権侵害訴訟における出訴期限の期間は、著作権者が当該権利侵害を発見した時点、又は合理的な相当の注意を払えば発見しているべき時点から進行し始める。なお、訴訟提起から遡って 3 年以上の損害賠償請求を認めるか否かについては、巡回控訴裁判所においても判断が分かれている（例えば、訴訟提起から遡って 3 年以内の損害賠償請求のみ認めた例として、 *Sohm v. Scholastic Inc.* 959 F.3d 39 (2d Cir. 2020)がある。）。

<sup>26</sup> 17 U.S.C. §507.

<sup>27</sup> 28 U.S.C. §1338.

<sup>28</sup> *Daimler AG v. Bauman*, 134 S. Ct. 746 (2013).

<sup>29</sup> *International Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S. 310 (1945).

<sup>30</sup> N.Y. C.P.L.R. §302.

<sup>31</sup> CA Civ. Proc. §410.10.

に基づいて特定管轄権を行使することができる<sup>32</sup>。このため、インターネット上の著作権侵害においては、著作権侵害物のアップロード者等の被告となる者の居住する州の連邦裁判所のみならず、ケースバイケースではあるものの、最小限度の接触のあった地の州の連邦裁判所等の別の連邦裁判所も特定管轄権を有することがある。

こうした原則に加え、連邦民事訴訟規則第4条(k)(2)<sup>33</sup>は、いずれの州の一般管轄権も適用されない国外の被告についての特別の管轄を定めている。こうした被告に関しては、連邦裁判所は、被告と米国との間の最小限度の接触から生じた請求について管轄権を有する<sup>34</sup>。

#### (ウ) 裁判地 (venue)

著作権侵害訴訟については、被告又はその代理人が、居住又は所在する裁判地区が適正裁判地である<sup>35</sup>。但し、米国に居住していない者を被告とする訴訟は、どの裁判地区も適正裁判地となる<sup>36</sup>。

法人は、裁判地の決定においては、人的管轄権の存在する地に居住しているとみなされる<sup>37</sup>。

また、当事者及び証人の便宜のために他の適正裁判地に移送したほうが正義にかなう場合には、裁判所はその裁量により事件を移送することができる<sup>38</sup>。

なお、外国の裁判所のような十分な代替裁判所があり、その代替裁判所で審理されることが実質的正義にかなう場合には、被告は、不便宜法廷 (forum non convenience) の法理に基づき訴訟の却下を求めることができる<sup>39</sup>。

#### ウ. 当事者適格 (民事訴訟の当事者となる地位を誰が有するか)

米国著作権法第501条(b)<sup>40</sup>は、著作権に基づく排他的権利の法的保有者と受益的保有者 (The legal or beneficial owner of an exclusive right under a copyright) が、著作権侵害訴訟の原告となることができる<sup>41</sup>と定めている。このうち、排他的権利の法的所有者には、著作権者、独占的利用許諾を受けた者、信託受託者が含まれる<sup>41</sup>。受益的保有者には、信託受益者などが含まれる<sup>42</sup>。

<sup>32</sup> Fed. R. Civ. P. 4(e); *Penguin Group (USA) Inc. v. American Buddha*, 640 F.3d 497 (2d Cir. 2011).

<sup>33</sup> Fed. R. Civ. P. 4(k)(2).

<sup>34</sup> *Goes International, AB v. Dodur Ltd.*, 2015 WL 5043296, at \*7 (N.D. Cal. Aug. 26, 2015).

<sup>35</sup> 28 U.S.C. §1400(a).

<sup>36</sup> 28 U.S.C. §1391(c)(3).

<sup>37</sup> 28 U.S.C. §1391(c)(2).

<sup>38</sup> 28 U.S.C. §1404(a).

<sup>39</sup> *SSI Corp. v. Matsuda*, 2006 WL 1308283, (9th Cir. 2006). (日本企業同士の争いについて訴えを却下した事例)。

<sup>40</sup> 17 U.S.C. §501.

<sup>41</sup> *Leaffer*, at 491.

<sup>42</sup> 同上

## エ. 請求内容（訴訟形態）

### （ア）差止命令

米国著作権法第 502 条<sup>43</sup>は、著作権侵害の排除や防止のために、裁判所が一時的差止命令<sup>44</sup>、又は終局的差止命令を出すことを認めている。

一時的差止命令は最終的な判決の前に発せられる差止命令であり、その基準は裁判所によって異なるものの、基本的な要件は、差止めが認められないと回復不能な損害を被ること、及び勝訴の可能性である<sup>45</sup>。

終局的差止命令は、最終的な判決とともに出される差止命令である。著作権者が、侵害者による侵害が継続する可能性を証明した場合には、裁判所は終局的差止命令を出すことができる。裁判所は差止命令について幅広い権限を持つが、命令の内容は個別の救済の必要性に応じて調整される必要がある<sup>46</sup>。近時、特許侵害に関する差止めが問題となった著名なケースである *eBay Inc. v. MercExchange LLC*<sup>47</sup> に影響され、著作権侵害に基づく差止めが認められるための基準は厳しくなっている<sup>48</sup>。しかしながら、単純な海賊版や偽造の事例において差止めが認められないことは考えにくいとされる<sup>49</sup>。著作権侵害の損害賠償請求訴訟の結果として、権利侵害が行われていると認定されたウェブサイトが閉鎖されることは珍しくない<sup>50</sup>。

また、米国著作権法第 503 条<sup>51</sup>に基づいて、裁判所は侵害に用いられた物品の差押えや廃棄を命ずることもできる。

### （イ）損害賠償

米国著作権法第 504 条<sup>52</sup>の法文上、著作権者（copyright owner）は<sup>53</sup>、著作権を侵害する者に対して著作権者が被った実際の損害を請求することができる。

---

<sup>43</sup> 17 U.S.C. §502.

<sup>44</sup> ここでは、後記注（72）に記すように山本隆司氏の日本語訳にならい「一時的差止命令」とするが、「暫定的差止命令」「予備的差止命令」「仮差止命令」などともいわれる。なお、米国著作権法では“temporary injunction”という語が用いられている。

<sup>45</sup> Leaffer, at 462-63.

<sup>46</sup> 同上. at 465.

<sup>47</sup> 547 U.S. 388 (2006).

<sup>48</sup> なお、*American Chemical Society v. Sci-Hub* 2018 WL 8514554 (E.D.Va. 2017) のように、サイト運営業者のみならず、インターネット検索エンジン、プロバイダなど、同業者と直接の契約関係にあった全ての者に対し、差止命令が出された例も存在する。

<sup>49</sup> Eleanor Lackman, *Shifting Injunction Standards In Copyright, Trademark Cases* (Dec. 17, 2014), <http://www.law360.com/articles/602587/shifting-injunction-standards-in-copyright-trademark-cases>.

<sup>50</sup> 例えば、オンラインストリーミングサービス業者の Aereo 社は、権利侵害にかかるニューヨーク州南部地区の判決を待つ間、自社サービスを一時停止し、その後、「同サイトは原告の著作物を許可なくして公然と上映した」という最高裁判所の判示を受け、連邦破産法第 11 章に基づく破産を申し立てた。*Am. Broad. Companies, Inc. v. Aereo, Inc* 573 U.S. 431 (2014), *Am. Broad. Companies, Inc. v. Aereo, Inc.* No. 12-CV-1540, 2014 WL 5393867 (S.D.N.Y. Oct. 23, 2014).

<sup>51</sup> 17 U.S.C. §503.

<sup>52</sup> 17 U.S.C. §504.

<sup>53</sup> 前述のように第 501 条(b)では“The legal or beneficial owner of an exclusive right under a copyright”、第 504 条では“copyright owner”と、法文上、違う表現が用いられている。損害賠償請求や法定損害賠償を請求できる者が、言葉どおり“copyright owner”に限られるという解釈がされていないことは判例上明らかである（*U2 Home Entm't, Inc. v. Hong Wei Int'l Trading, Inc.*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 64297 等）が、一方で第 501 条にいう者と第 504 条の copyright owner が同義であると明確に述べる文献等は見当たらないため、ここでは法文上の表現に従って記載する。

実際の損害賠償については、著作権者が現実に被った損害額に加えて、侵害者が著作権者の被った損害以上の利益を得ている場合には、侵害者の利益と著作権者の損害の差額についても請求することができるものと定められている。言い換えれば、著作権者の損害額、又は侵害者の利益のいずれか多い額を請求することができる。また、侵害者の利益の額を損害賠償として請求する際、著作権者は侵害者の総収入のみを立証すればよく、そこから利益の額を算定するために控除されるべき費用等を立証するのは、侵害者の責任である（第 504 条(b)）。

#### (ウ) 法定損害賠償・弁護士費用等の訴訟費用の賠償

著作権者は、著作物を著作権局に対して発行後 3 か月以内又は問題の侵害行為の前に登録している場合、実際の損害の代わりに法定損害賠償を請求でき（両方を同時に得ることはできない）、裁判所が相当と認める弁護士費用等の訴訟費用を請求することができる（米国著作権法第 504 条(a)(c)<sup>54</sup>、第 505 条<sup>55</sup>、第 412 条<sup>56</sup>）。なお、この規定は米国著作物以外の著作物にも適用される。

法定損害賠償は侵害者の主観的態様によって大きく 3 種類に区別されている（第 504 条(c)）。具体的には、まず、原則として 1 つの著作物について 750 ドル以上 3 万ドルの範囲で賠償額を裁判所が決定することとされている（第 504 条(c)(1)）。これに対して、侵害が故意に行われたと著作権者が立証して裁判所が認定した場合には、裁判所はその裁量によって賠償額を最大 15 万ドルまで増額することができる（第 504 条(c)(2)）。これに対して、侵害者が自身の行為が著作権の侵害に該当することを知らず、又はそう信じるべき理由もなかったことを立証し、それを裁判所が認定した場合には、裁判所は賠償額の下限を 200 ドルに引き下げることができる（同上）。このほか、図書館や公共放送事業者に関する特則が設けられているが（同上）、インターネット上の海賊版に関する対応で問題となることはないと考えられるため割愛する。

事案の性質にもよるが、一般に、米国において著作権侵害に関する弁護士費用は数十万ドルにも及ぶことがあるため、著作権登録の有無は得られる損害賠償の額に大きな影響を及ぼす。

#### (5) その他の侵害対策

### ア. Operation in Our Sites

米国の捜査機関は、著作権を含む知的財産権の侵害者や偽造品に対する捜査プロジェクトを行っており、このプロジェクトは“Operation in Our Sites”と呼ばれている<sup>57</sup>。このプロジェクトの一環として、米国の捜査機関は、インターネットを通じて偽造品や海賊版を取引しているウェブサイトをしりぞける権限を利用して、2010 年以降 16 万件以上のドメイン名をしりぞけている<sup>58</sup>。

---

<sup>54</sup> 17 U.S.C. §504(a)(c).

<sup>55</sup> 17 U.S.C. §505.

<sup>56</sup> 17 U.S.C. §412.

<sup>57</sup> National Intellectual Property Right Coordination Center, Ongoing Operations, <https://www.iprcenter.gov/ip-theft/ongoing-operations>.

<sup>58</sup> Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2008 (PRO-IP Act)を根拠とする。

同プロジェクトの代表的な執行例として、後述する 2012 年の Megapuload に対する執行があり<sup>59</sup>、最近の例としては、連邦捜査局などが、音楽共有サイトである Sharebeast.com 及びその関連サイトである albumjams.com に対して 2015 年 9 月に行った執行が挙げられる<sup>60</sup>。

さらに、米国の捜査機関は、ヨーロッパの捜査機関とも共同しており、2014 年に、ユーロポール (Europol) は、2012 年以降 1800 の偽造品や海賊版を取引するドメイン名を差し押さえたと発表している<sup>61</sup>。

## イ. 米国国家知的財産権調整センター (NIPRCC) によるドメイン名の差押え

そのほか、米国国家知的財産権調整センターは、著作権侵害・商標権侵害に関与しているウェブサイトのドメイン名を差押えることができる。これらの情報提供のため、知的財産に関する侵害が行われているか、侵害が行われている疑いがあると考えられる者は誰でも、ICE<sup>62</sup>を通じて、下記の方法で NIPRCC に対してその報告をすることができる。

- ① (866) 347-2423 に架電する (米国及びカナダから。)
- ② (802) 872-6199 に架電する (それ以外の国から。外国語通訳サービスが利用できる)
- ③ オンラインフォーム (<https://www.ice.gov/webform/ice-tip-form>) を利用する

また、下記コラムのとおり、NIPRCC に対して照会状を提出し、直接情報提供することもできる。

### コラム〈ドメイン名の差押えの手続〉

上記のドメイン名の差押えを申し立てるにあたって、米国国家知的財産権調整センター (NIPRCC) に直接申し立てをする場合には、まず行わなくてはならないのは、NIPRCC への照会状 (Referral) の提出である。照会状の提出は、著作権者に限らず、誰でも行うことが可能である。照会状の提出にあたって、NIPRCC が提供するべきであると推奨している必要情報は以下の①から⑦のとおりである。なお、NIPRCC の人的リソースは限られているため、NIPRCC は 1 つ、2 つといった少数の著作権侵害物を提供するサイトよりも、多くの著作権侵害物を提供するサイトを優先的に対処すると考えられる。したがって、照会状に記載する侵害物の個数に基準が定められているわけではないが、その数が多く、また有名な著作物の侵害物が含まれていたほうが、ドメイン名の差押えの実効性の観点からは望ましいと考えられる。

#### 【推奨される必要情報】

- ① 告発・通報者
  - ・氏名と連絡先
- ② 著作権者
  - ・氏名と連絡先
  - ・米国著作権局、米国特許商標庁への著作権、又は商標の登録
- ③ 侵害行為を行っていると思われる主体

<sup>59</sup> 後記 2 (3) カ参照。

<sup>60</sup> RIAA, Department of Justice Takes Actions Against Sharebeast (Sep. 13, 2015), <http://www.riaa.com/department-of-justice-takes-action-against-sharebeast/>.

<sup>61</sup> Europol, 292 Internet Domain Names Seized for Selling Counterfeit Products (December 1, 2014), <https://www.europol.europa.eu/newsroom/news/292-internet-domain-names-seized-for-selling-counterfeit-products>.

<sup>62</sup> U.S. Immigration and Customs Enforcement

- ・氏名、事業者名、所在地、ドメイン名、その他証明可能な事項
- ・知的財産権を侵害していると疑う理由
- ・侵害行為のタイプ（例：製品、複製物、輸入、輸出、流通など）
- ・過去の、進行中又はこれから行われる予定のある民事訴訟

#### ④商品の詳細

- ・写真又はサンプル（可能であれば）
- ・侵害品であることの説明
- ・正規品のおおよその価格（製造者が推奨する小売価格）
- ・侵害物によるおおよその損害

#### ⑤出所と参入経路

- ・侵害物の生産国
- ・外国人又は外国企業の関与
- ・米国へ入ってきた日付、場所、参入方法
- ・荷送人の氏名、統一関税分類番号（HTS）指定、その他該当情報

#### ⑥犯罪の詳細

- ・犯罪の発見
- ・侵害品の鑑定報告書（あれば）
- ・内部での調査を行ったかどうか
- ・入手した証拠品の詳細
- ・窃盗又は偽造活動の範囲

#### ⑦インターネットの関与

- ・侵害行為が疑われる主要な URL 又は事業者名
- ・サイト運営者又は事業者の身元、所在地
- ・関連サイトの数と身元
- ・サーバーの所在地とウェブサイトホスト
- ・米国でのドメイン名の登録
- ・内部調査又は試買が行われたかどうか
- ・著作権者がサイトに対して停止命令を送付したかどうか
- ・侵害行為を行っていると思われる者の特定の金融機関又は支払処理事業者の金融口座

NIPRCC が照会状を受け取ると、NIPRCC がそれを適切と思われるパートナー（例：ICE、FBI、CBP、DOJ）、国際的な法執行機関、貿易関係団体、著作権者、国際関連団体と共有をする。NIPRCC と ICE（米国移民・関税執行局。NIPRCC の母体）は照会状に基づき、侵害行為を行っていると思われるサイトから関連の著作物を購入（又はダウンロード、ストリーミング）し、それらが侵害物であるか否かの鑑定を著作権者に依頼する。その後、両者はドメイン名の差押えに値するだけの証拠があるかどうかを判断するために、著作権者からの鑑定により得られた証拠を ICE 及び NIPRCC と業務上関係のある司法省（DOJ）の代理人に提出をする。判断の際には、米国国内外で運営されているか否かにかかわらず、サイトのドメイン名が米国で登録されているかどうか（例えば、ICANN での登録）が基準となる。その後、両者は供述書を独自にドメイン名の差押えの必要性

を判断する連邦治安判事に提出する。連邦治安判事が重大な著作権侵害にあたるという証拠が十分に揃っていると判断した場合には、差押命令が国内のドメイン名登録者（サイト運営者に対してではない）に対して発効される。この命令の下、ドメイン名のタイトル、権利、そして利益が米国政府に移管されている間、ドメイン名登録事業者（例えば ICANN）は差押えの対象となっているドメイン名の進行中の手続を、全て止めなくてはならない。米国政府はドメイン名の差押命令が発効されてから 60 日以内にサイト運営者に対して書面にてドメイン名が差し押さえられたことを知らせる通知を送付するか、又は司法による財産没収の申立て及び当該申立てを行ったことを知らせる通知を関係機関に提出しなくてはならない。

通知を受け取った後にサイト所有者は、通知に定められている期限内に関係機関に対して申立てを行うことができる。サイト所有者による申立てが行われた場合、政府は 90 日以内の期間内に以下のいずれかを実施しなくてはならない。

- (1) 没収の申立て
- (2) 刑事起訴状の中に財産を含める
- (3) 申立中の財産を返還する

このドメイン名の差押えをサポートするための宣誓供述書の有効性を決定する審問の過程において、政府は宣誓供述書に書かれている内容が正しいことを保証しなくてはならない。もし、サイト所有者が期限内に申請請求を行わなかった場合、ドメイン名は自動的に米国政府の財産となり、それにより、ドメイン名のタイトル、権利、利益の全てが米国政府に移管されることとなる。

上記の結果、ドメイン名が差し押さえられたサイトにアクセスしようとした場合、押収通知を表示する画面にリダイレクトされる。

なお、サイト所有者は別のドメイン名を取得できなくなるわけではないため、同様の侵害行為が別のドメイン名により繰り返される可能性がある。

## ウ. 広告取下措置要請

2013 年に、Google、Microsoft、Yahoo!及び AOL といった大手広告事業者が、知的財産権の侵害や偽造品対策のためのガイドラインを締結し、ホワイトハウスがこの取組みを支持するとの声明を出している<sup>63</sup>。

同ガイドラインによれば、ガイドラインに参加する広告事業者は、仮に、事業者が広告を提供しているウェブサイトが、①主として偽造品の販売や著作権の侵害を目的としており、実質的に何らの非侵害目的でも利用されておらず、②有効で合理的、かつ十分に具体的な通知を権利者から受け取った場合には、広告事業者は調査を行い、広告の取下げを含む措置をとることがあるとしている。通知は、著作権者又は侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けている者が行うことができる。通知の中では、権利者が問題とする行為の詳細とそれに関する証拠、当該サイトに対する米国著作権法第 512 条に基づくノーティスアンドテイクダウンの通知の写し、偽証の制裁の下に、問題となる行

<sup>63</sup> Victoria Espinel, *Coming Together to Combat Online Piracy and Counterfeiting*, the White House (Jul. 15, 2013), available at <https://www.whitehouse.gov/blog/2013/07/15/coming-together-combat-online-piracy-and-counterfeiting>.

為が、著作権者、その代理人又は法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述などが必要となる。

## エ. カード決済停止要請

違法なものに対して Paypal、MoneyGram、AmericanExpress、VISA、MasterCard、JCB などのクレジットカードを決済手段として提供しているウェブサイトについて、国際模倣対策連合 (International AntiCounterfeiting Coalition : IACC) <sup>64</sup>に対して申し入れることでクレジットカード決済による支払いを凍結することができる。国際模倣対策連合 (IACC) が 2012 年 1 月から実施している“Rogue Block, ICAA Payment Processor Portal Initiative”は海賊版や処方箋なしの薬販売、技術的迂回措置等を対象としており、これによりインターネット上の海賊行為に対するクレジットカード決済による支払いが停止される。これまでに Rogue Block により 5,000 件の支払いが停止され、支払停止措置がとられたウェブサイトは 20 万にもものぼる<sup>65</sup>。IACC に支払機能の停止を要請するプロセスは下記のとおりである<sup>66</sup>。なお、現在のところ、IACC の会員でなくとも Rogue Block に参加することは可能であるが、IACC によるカード支払機能停止要請を行うには IACC のオンラインアカウントが必要である<sup>67</sup>。

- ① まず権利者（申請者）は、申請書に、ウェブサイト、侵害が見つかったウェブサイトでの主なコンテンツ（製品）及び使われている支払方法に関する資料を添付し、IACC へ提出する。申請の前に削除要請等のアクションをしていればその情報も提出する（必須ではない）。
- ② IACC が申請書を受理した後、申請内容を精査するとともに、IACC の内部職員がオンラインで実際にコンテンツ（商品）の購入手続をとることで海賊行為を行っている者の口座を特定する手法（“Trace Message”と呼ばれる方法）をとる。なお、購入手続の際には、購入自体が調査の目的でないことから、あらかじめ拒否されるクレジットカードを用いる。上記の申請書と“Trace Message”が実施された場合、IACC 内の知財センター（IP センター）が申請書類について法的に問題がないかを検討する。
- ③ IACC は、ここまでの全ての過程が完了すると、次に当該ウェブサイト運営者の URL についてデータベース調査を行い、ウェブサイト運営者口座情報の入手を行う。これは、クレジットカード会社や銀行との協力のもとで行われる。

---

<sup>64</sup> 1979 年に設立された非営利団体で、本部は米国ワシントン D.C にある (<http://www.iacc.org/about/history-mission>)。

<sup>65</sup> <http://www.iacc.org/online-initiatives/rogueblock>

<sup>66</sup> IACC Payment Processor Portal Program: First Year Statistical Review (2012, Oct.) 4-8.

<sup>67</sup> 国際模倣対策連合 (IACC) はインターネット上の海賊版のみならずブランド製品も対象にしているため、主にこれらに関連する企業や団体が会員対象となっているが、個人も知的財産保有者 (IP Owner) として申請は可能である (<http://www.iacc.org/membership/dues>)。現在 40 ヶ国の約 250 の企業・団体が会員となっている (<http://www.iacc.org/membership/members>)。

- ④ その後、該当するクレジットカード会社は、自らの規定に従って独自の調査を行い、対応措置を検討する<sup>68</sup>。
- ⑤ クレジットカード会社の調査が終了すれば、それぞれの決定に基づく支払停止措置がとられ、申請者にその結果が知らされる。

---

<sup>68</sup> 例えば、Paypal、AmericanExpress、VISA、MasterCard ではそれぞれビジネスモデルが異なるため、内部調査と判断プロセスは異なるようである（IACC Payment Processor Portal Program: First Year Statistical Review (2012, Oct.) 7.）。

## 2. 裁判例・実際の権利行使事例等

### (1) 最高裁判所

#### ➤ *Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v. Grokster, Ltd.*, 545 U.S. 913 (2005)

現在までのところ、最高裁判所がファイル共有サービスの適法性について判断した唯一のケースである。原告である著作権者らが、**Grokster** 及び **Morpheus** という 2 つのファイル共有サービスの運営者を被告として、著作権侵害訴訟を提起した。被告らはファイル共有のためのソフトウェアをユーザーに無償で提供し、ユーザーが起動しているソフトウェアに広告を表示することで収益を上げていた。これらのソフトウェアは Napster とは異なり、完全に分散化されており、被告らは、ソフトの提供以外、ユーザーがファイルを検索するためのサービスを提供していなかった。

最高裁判所はこれに対して、誘引侵害 (Inducement Infringement) と呼ばれる著作権侵害責任を認める法理を定立し、「機器を、その使用による著作権侵害を促す意図 (それは明確な表明や、侵害を誘発する他の積極的な行為によって示される) を持って流通させた者は、第三者の著作権侵害行為の結果について責任を負う」と判断した。そして、最高裁判所は、被告らの不法な目的に関する 3 つの重要な証拠を指摘した。それらは、①被告らが Napster のかつてのユーザーを被告らのサービスの対象としていたこと、②被告らは侵害行為を減少させるための技術や他のメカニズムを導入していなかったこと、そして③被告らはソフトウェアを起動しているユーザーのパソコンに広告を配信することによって利益を得ていたこと (すなわち、よりソフトウェアが利用されれば、より多くの広告が配信されることになる) である。こうした証拠を根拠として、最高裁判所は誘引侵害責任の全ての要件を満たすだけの実質的な証拠があると判断した。

### (2) 巡回控訴裁判所

#### ア. 刑事事件

#### ➤ *U.S. v. Reichert*, 747 F.3d 445 (6th Cir. 2014)

米国著作権法第 1201 条に定める技術的保護手段の回避が問題となった刑事事件である。被告人は、**Xbox-scene.com** というサイトに関与していた。このサイトは「改造チップ (modification chips)」をゲーム機にとりつけて改造することをとり扱うフォーラムであった。捜査官が被告人に接触し、任天堂 Wii を改造することを依頼した。被告人は Wii に改造チップをとりつけて、これを捜査官に利益を得るために販売した。被告は米国著作権法第 1201 条(a)(2)に違反したとして起訴された。同条は、「主として本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを目的として設計され又は製造されるもの」を流通させることを禁止している。裁判所は、被告人が同条に違反したとして有罪とした原審の判断を支持した。

## イ. 民事事件

### (ア) *A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.*, 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)

著作権者らが、著名なファイル共有サービスであった **Napster** に対して著作権侵害訴訟を提起した事例である。Napster システムにおいては、共有されるファイルは個々のユーザーのコンピューターに保存されていた。しかしながら、ユーザーは被告が運営するシステムに、ユーザーが他のユーザーと共有することを望むファイルに関する情報をアップロードすることができた。そして、システムはユーザーが他のユーザーのコンピューター上にある共有ファイルを検索できるようにするサービスを提供していた。

原告らは、直接侵害、寄与侵害、代位責任を主張して提訴し、地方裁判所は一時的差止めを認めた。第9巡回控訴裁判所は、差止めの範囲については変更される必要があるとしたものの、原告らは一時的差止めの命令を得るための要件を満たしていると判断した。寄与侵害に関しては、裁判所は、「伝統的に、侵害行為に関する認識を持つ者が、第三者の侵害行為を引き起こし、又は重要な貢献をした場合には責任を負い得ると判断した。加えて裁判所は、「仮にコンピューターシステムの管理者が特定の侵害物がシステム上で利用可能となっていることを知り、そしてシステムからそのような侵害物を取り除くことを怠った場合」には、被告は侵害行為について認識可能であったとされ、責任を問われ得ることを明確にした。また、裁判所は、代位責任に関して、被告が「侵害行為を監視する権利と能力を持っており、侵害行為によって直接の経済的利益を得ている場合」に成立するとした。そして、裁判所は、原告は、寄与侵害及び代位責任の2つの理論に基づいて、最終的に勝訴する可能性があると認定して差止めを認めた。

なお、被告は、Napster のユーザーの行為はフェアユースに当たり直接侵害が成立しないため、被告の間接侵害も成立しないと主張したが、裁判所はこの議論を否定し、ユーザーには米国著作権法第107条に基づくフェアユースが成立しないとした。

### (イ) *Columbia Pictures Industries, Inc. v. Fung*, 710 F.3d 1020 (9th Cir. 2013)

著作権者が、**isoHunt**、**Torrentbox** 及び **Podtropolis** と呼ばれるトレントサイトの運営者に対して著作権侵害訴訟を提起した事例である。これらのサイト（これらの中では isoHunt が最も著名）は、ビットトレントプロトコルを使用したファイル共有システムのユーザーに対して、ファイル共有のために必要なトレントファイルを収集し、組織化し、これを検索することを可能にしていた。さらに、isoHunt は、トレントファイルを収集するだけでなく、情報を追加することによってトレントファイルをより信頼性の高いものとしていた。

本事例においては、被告は、Napster や Grokster の事例と異なり、ファイル共有ソフト自体を提供していたわけではなく、ファイル共有のために必要な情報のみを提供していたが、裁判所は誘引侵害によって被告が責任を負うと判断した。さらに、裁判所は Grokster の誘引侵害の基準を引用し、本件においてはこの基準が満たされていると判断している。

なお、被告は、米国著作権法第 512 条のセーフハーバーに該当して免責されると主張したものの、裁判所はこの主張を斥け、サービスが米国著作権法第 512 条(a)、(c)及び(d)のどの類型にも当たらないと判断した。

(ウ) *UMG Recordings, Inc. v. Shelter Capital Partners LLC*, 718 F.3d 1006 (9th Cir. 2013)

著作権者が、著名な動画共有サービスである **Veoh** が著作権を侵害しているとして著作権侵害訴訟を提起した事例である。裁判所は、**Veoh** のサービスが原告らの著作権を侵害するか否かについて判断することなく、いずれにせよ **Veoh** は、米国著作権法第 512 条(c)のセーフハーバーによって責任から免責されると判断した。

セーフハーバーに関連して、裁判所は、たとえ被告において「被告が著作権の対象となるものをホストし、サービスが侵害に用いられ得るという一般的認識」があったとしても、それだけでは、米国著作権法第 512 条(c)(1)(A)の要件を満たしていないとはいえず、セーフハーバーによる免責が受けられなくなることはないとした。また、米国著作権法第 512 条(c)(1)(B)の要件（サービスプロバイダーが侵害行為をコントロールする権利及び能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。）に関して、これを満たすためには、「サービスプロバイダーは、ユーザーの行為に実質的な影響を与えなければならない」が、被告はそのような影響を与えていないとした。そして最終的に、裁判所は被告が米国著作権法第 512 条(c)の要件を満たすと判断した。

(エ) *Sony BMG Music Entertainment, et al., v. Tenenbaum*, 719 F.3d 67 (1st Cir. 2013)

著作権者が、ファイル共有システムを通じて、音楽をダウンロードし頒布していた個人の被告に対して著作権侵害訴訟を提起した事案である。原告は 30 曲の侵害について、法定損害賠償と差止請求を求めた。地裁において、陪審員は侵害 1 曲に対して 2 万 2,500 ドル、30 曲について合計で 67 万 5,000 ドルの損害賠償を認めた。被告は控訴し、損害額が過大で憲法違反であると主張したが、控訴審は、被告の行為は甚だしいものであって、損害額は証拠によって容易に正当化されるとして控訴を斥けた。

裁判所によれば、被告は 1999 年から 2007 年にわたって違法に音楽をダウンロード及び提供し、その間被告の父親や大学、著作権者らからの警告を無視していた。また、被告は証拠開示の手の間に、自己の行為について虚偽の供述をしていた。なお、被告は、最終的に事実審理において最大 5,000 曲を頒布していたことを認めている。

(オ) *Lenz v. Universal Music Corp.*, 801 F.3d 1126 (9th Cir. 2015)

本件は、サマリージャッジメントの申立てを一審の裁判所が斥けたため、これに対して当事者が控訴したものであり<sup>69</sup>、ノーティスアンドテイクダウンの通知の有効性とフェアユースの関係が問題となっ

<sup>69</sup> 通常は、サマリージャッジメントの申立てを斥ける判断に対して控訴することはできず、トライアルに手続が進むが、このケースは地裁が許可を出したため控訴された。

ている事例である。原告は、YouTubeに原告の子供らが、家庭の台所で、PrinceのLet's Go Crazyという曲にあわせて踊る29秒のビデオを投稿した。Princeの著作権を管理していた被告は、YouTubeにノーティスアンドテイクダウンの通知を送付し、ビデオは一時削除された。しかし、原告は米国著作権法第512条(g)(3)に基づきフェアユースにあたるとして異議申立て(カウンターノーティス)を送付し、ビデオは再度閲覧可能とされた。このビデオは現在もYouTubeで閲覧可能である<sup>70</sup>。原告は、虚偽のノーティスアンドテイクダウンの通知を送付したことによる責任を定めた同法第512条(f)に基づき、被告を訴え、被告の通知が、同法第512条(c)(3)(A)(v)の陳述の要件<sup>71</sup>を満たしていなかったと主張していた。

控訴裁判所は、サマリージャッジメントの申立てを否定した地方裁判所の判断を認め、ノーティスアンドテイクダウンにおいて必要とされる著作権者の陳述は、対象物が法律によって許諾されているものではないと善意誠実に信ずる旨を含んでいるから、著作権者は被疑侵害物がフェアユースによって正当化されることがないかを検討しなければならないと判示した<sup>72</sup>。そして、著作権者は、対象物がフェアユースによって許諾されていないと主観的に善意誠実に信ずることなく、故意に通知を送付した場合には、誤った通知に関して、責任を負うことがあるとしている。

(カ) *Johnson v. New Destiny Christian Ctr. Church, Inc.*, No. 19-11070 (11th Cir. Sep. 4, 2020)

あるYouTubeチャンネル運営者が牧師の説教を批判するため、その説教のビデオクリップを投稿していたところ、説教のビデオクリップの投稿が著作権侵害にあたるとして、当該牧師の所属する教会が上記チャンネル運営者に対して訴訟を提起した。本件は、上記チャンネル運営者が、当該訴訟が悪意訴追にあたるとして、逆に当該牧師の所属する協会に対し損害賠償請求訴訟を提起した事案である(後に米国著作権法第512条(f)違反を根拠とする損害賠償請求が追加された)。控訴裁判所は、*Lenz*の裁判例と同様、著作権所有者が「権利侵害の可能性がある素材の使用がフェアユースであるか否か」についてノーティスアンドテイクダウンの通知を発する前に検討しなければならないか否か、また同検討を怠ることが、米国著作権法第512条(f)に規定される不実表示に該当するか否かを取り上げている。しかし、本事案においては、「侵害者が投稿したビデオは著作権所有者の著作権を侵害している」という合理的で誠実な信念を著作権所有者が持っていたと裁判所は認定し、原告の米国著作権法第512条(f)違反の主張を排除した。

(キ) *Fox News Network, LLC v. TVEyes, Inc.*, 883 F.3d 169 (2d Cir. 2018)

<sup>70</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=N1KfJHFWlhQ>

<sup>71</sup> 「当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人又は法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述」

<sup>72</sup> なお、権利侵害を行っているコンテンツがフェアユースに該当しないという、主観的ながら誠実な信念を著作権者が形成している場合、裁判所は同信念に疑義を呈することができる立場にはなく、この点は、たとえ裁判所が逆の結論に達したであろう場合でも変わらないとした裁判例がある。*Weinberg v. Dirty World, LLC* 2017 WL 5665022, at \*6-7 (C.D. Cal. Apr. 24, 2017).

TVEyes は、Fox News Network を含む、1,400 以上のテレビやラジオ局からの放送をコピーし、コンテンツを加入者に配信するサブスクリプションサービスを提供していたところ、このようなサービスが Fox News Network の著作権を侵害しているとして、TVEyes を被告として訴訟を提起した事案である。当該訴訟において、TVEyes は、Fox のコンテンツの使用はフェアユースであると主張した。

控訴裁判所は、実質的に全ての Fox のコンテンツを加入者に提供し、本来ならば Fox ネットワークが当然に得られていたであろう収益を奪っていることを理由に、TVEyes の機能の一部（関連するクリップを視聴し、アーカイブし、他の人と共有する機能など）がフェアユースにあたるとの地方裁判所の認定を覆し、TVEyes の機能全体がフェアユースにあたらないとした。

### (ク) *Brammer v. Violent Hues Prods.*, 922 F.3d 255 (4th Cir. 2019)

観光アトラクションを PR するウェブサイトにて、原告の撮影した写真が無断で使用された事案である。同ウェブサイト上では、原告の撮影された写真はトリミングされ、また観光名所のリストという文脈で使用されており、被告はこのような写真の使用はフェアユースにあたると主張したが、控訴裁判所は、このような写真の使用は変容的なものではないとして、フェアユースを認めた地方裁判所の認定を覆し、被告によるフェアユースの主張を退けた。

## (3) 地方裁判所

### ア. 民事事件

#### (ア) *Universal City Studios Productions LLL et al. v. Bigwood.*, 441 F.Supp.2d 185 (D.Main. 2008)

頒布権の範囲が問題となった事案である。本件では、インターネットを通じて著作権侵害されたコンテンツをダウンロード可能な状況としたことのみをもって、頒布権侵害が成立するかどうかの問題となった。この問題については多くの事件で問題となっており、裁判所の判断は分かれている。

本件において、著作権者らはファイル共有ソフトを利用していた個人に対し著作権侵害訴訟を提起した。裁判所は、著作権者らの勝訴とするサマリージャッジメントを下したが、その中で、裁判所はインターネットを通じて著作権侵害されたコンテンツを他者が利用可能なものとしたことをもって頒布権侵害が成立すると判断した。

なお、別のケースである、*Atlantic Recording Corporation. v. Howell*.<sup>73</sup>では、裁判所は単にファイル共有ソフトを通じて著作物を利用可能な状態とするだけでは、頒布権を侵害しないとしている。このケースでは、裁判所は、その主たる理由として頒布権侵害が、米国著作権法第 106 条(3)において、「販売その他の所有権の移転又は貸与によって公衆に頒布すること」と規定されており、「利用可能とする」との文言を含まないことを挙げている。

<sup>73</sup> 554 F.Supp.2d 976 (D.Ariz. 2008).

このように、頒布権の権利範囲は未だに確定していない。

(イ) *Arista Records LLC v. Usenet.com, Inc.*, 633 F.Supp.2d 124 (S.D.N.Y. 2009)

著作権者が著名なニュースグループサービスである **USENET** を被告として著作権侵害訴訟を提起した事案である。USENET はオンライン上の掲示板システムであり、ユーザーはメッセージを投稿したり、他のユーザーのメッセージを閲覧したりすることができる。被告は、USENET を運営しており、メッセージの送信や許可、メッセージが維持される期間を決定する等を行うことのできる立場にあった。また、USENET を通じて共有されていた大半のコンテンツが著作権を侵害したものであった。裁判所は、被告が「特に著作権侵害を引き起こし、著作権侵害の意図を持ったユーザーを、被告のサービスの有料会員のターゲットとしていた」と判断した。

掲示板に投稿しているのはユーザーであって被告ではないため、通常は被告の直接侵害が問われることはないが、本件の裁判所は、被告が自発的に頒布行為に関与していることを理由に、被告が著作権を直接に侵害していると認めた。さらに、裁判所は、直接侵害と、全ての間接侵害理論（誘引侵害、寄与侵害、代位責任）に基づいて被告の責任を認めた。特に、誘引侵害に関して、裁判所は、事実関係が *Grokster* において最高裁判所が指摘した 3 つの要素と異なっていないと指摘している。

(ウ) *Disney Enterprises, Inc., et al., v. Hotfile Corp., et. al.*, 2013 U.S. Dist. LEXIS 172339 (S.D. Fla. Aug. 28, 2013)

著作権者が著名なファイルホスティングサービスである **Hotfile** を被告として、著作権侵害訴訟を提起した事例である。裁判所は、被告がユーザーの侵害行為を推奨したり誘引したりしていたことを示唆する証拠があることを認めたものの、トライアルによって判断すべき事実に関する争点が残っていると、その点についてサマリージャッジメントを認めなかった。しかしながら、代位責任に関しては、被告が侵害行為から利益を得ており、かつ侵害行為を抑止することに失敗したことは明らかとして、サマリージャッジメントで責任を認めた。

被告は、米国著作権法第 512 条(c)のセーフハーバーに基づいて免責されると主張したが、裁判所は、被告が侵害を繰り返すユーザーに対するサービスを終了せず、ノーティスアンドテイクダウンの通知の受領者となるべき代理人を著作権局に登録していなかったことから、セーフハーバーの要件を満たしていないと判断した。

本件においてはファイルホスティングサービス Hotfile の責任が認められたが、全てのファイルホスティングサービスが著作権侵害責任を問われているわけではないことに留意が必要である。例えば、別の裁判所は、同じく著名なファイルホスティングサービスである **Rapidshare** に対する仮処分を認めなかった<sup>74</sup>。

(エ) *BMG Rights Mgmt. (US) LLC v. Cox Communs., Inc.*, 2015 U.S. Dist. LEXIS 161091 (E.D.Va. Dec. 1, 2015)

<sup>74</sup> *Perfect 10, Inc. v. Rapidshare A.G.*, 2010 U.S. Dist. LEXIS 146053 (S.D. Cal. May 18, 2010).

本件は、音楽の著作権者である BMG が、大手インターネットサービスプロバイダーである **Cox** を、Cox のサービスを利用した著作権の直接侵害行為を理由として訴えた事案である。原告は寄与侵害及び代位責任の理論に基づく間接侵害を主張し、一方で被告は責任を否定するとともに、米国著作権法第 512 条に基づくセーフハーバーの適用を主張した。

このサマリージャッジメントにおいて、裁判所は、Cox はセーフハーバーによっては保護されないと判断した。裁判所は、被告が、反復した違反行為者に対するサービスの提供を適切に終了するとの、米国著作権法第 512 条(i)(1)(A)の要件を満たしていないと判断している。一方、原告側の主張した間接侵害に関しては、事実審理を行うべき問題が残っているとして、サマリージャッジメントの申立てを退けた。

この判断に続く事実審理において、陪審は、寄与侵害の理論に基づき、2,500 万ドルの損害賠償を認めた<sup>75</sup>。この事件は本ハンドブック執筆時点において係属中であるため、最終的な判断は変わり得る。

#### (オ) *Stern v. Lavender*, 319 F. Supp. 3d 650, 683 (S.D.N.Y. 2018)

本件は、「ラスト・シッピング」と呼ばれる、マリリンモンローの有名な写真及びその一部を修正したものを無断で複製し、eBay や Amazon 等のサイトで販売していた被告に対し、これらの行為が著作権侵害にあたるとして、損害賠償請求を行った事案である。

原告が弁護士を通じて、eBay にノーティスアンドテイクダウンの通知を発したところ、被告から、原告の通知は、素材 (material) 若しくは行為が侵害にあたる点について故意に重大な不実の表示を行うものであるとして、米国著作権法第 512 条(f)に基づき損害賠償を求める反訴がなされた。

裁判所は、*Hosseinzadeh v. Klein*, 276 F.Supp.3d 34, 44 (S.D.N.Y. 2017)を引用し、ノーティスアンドテイクダウンの通知を行う当事者は、当該使用が「承認されていない」という主観的で誠実な信念を有していれば、第 512 条(f)に基づく請求は成立しないと述べたうえで、原告はそのような誠実な信念を有していたと認定して、被告の米国著作権法第 512 条(f)に基づく反訴請求を棄却するサマリージャッジメントを言い渡した。

#### イ. その他の事例 (Megaupload)

**Megaupload** は、著名なクラウドを用いたファイル共有サービスであった。2012 年 1 月、米国は、Operation in Our Sites (参照：前記 1 (5) ア)の一環として、Megaupload に関連する 2 つの企業と 7 人の個人を起訴し、サイトを閉鎖した<sup>76</sup>。本件は、国際的な事案であり、個人被告の多くが居住するニュージーランドを始め、いくつかの国の法執行機関が捜査に協力している<sup>77</sup>。

<sup>75</sup> Eriq Gardner, Music Publisher Gets \$25 Million Jury Verdict Against Cox in Trailblazing Piracy Case, <http://www.hollywoodreporter.com/thr-esq/music-publisher-gets-25-million-849829>.

<sup>76</sup> Department of Justice, Justice Department Charges Leaders of Megaupload with Widespread Online Copy right Infringement (Jan. 19, 2012), <http://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-charges-leaders-megaupload-widespread-online-copyright-infringement>.

<sup>77</sup> 同上

### 3. 米国著作権法概要

米国においては、1976年米国著作権法が著作権について規定している。1998年、インターネットの登場などに対応する目的で、デジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act、DMCA)が制定され、2000年に施行された。このDMCAは、1976年米国著作権法を改正するものであり、これによって、インターネット上での海賊版への対応の観点から重要な、ノーティスアンドテイクダウンの制度(第512条を新設。前記1(1)アにおいて詳述)や著作権保護システムの回避の禁止(第1201条を新設。後記3(6)において詳述)をはじめとする規定が導入された。

#### (1) 米国著作権法が保護する著作物

米国著作権法第102条(a)<sup>78</sup>は、米国著作権法が保護する著作物について、以下のとおり列挙している<sup>79</sup>。なお、下記の著作物の類型のそれぞれの定義は、第101条<sup>80</sup>に列挙されている。

##### 第102条(a)

著作権による保護は、本編に従い、現在知られているか又は将来開発される有形的表現媒体であって、直接に又は機械若しくは装置を使用して著作物を感知し、複製し又は伝達することができるものに固定された、著作者が作成した創作的な著作物に及ぶ。著作者が作成した著作物は、以下に掲げる種類の著作物を含む

- (1) 言語著作物
- (2) 音楽著作物(これに伴う歌詞を含む)
- (3) 演劇著作物(これに伴う音楽を含む)
- (4) 無言劇及び舞踊の著作物
- (5) 絵画、図形及び彫刻の著作物
- (6) 映画及びその他の視聴覚著作物
- (7) 録音物
- (8) 建築著作物

#### (2) 著作権者が米国著作権法上有する著作権

米国著作権法が列挙する権利は以下のとおりである(第106条<sup>81</sup>)。

<sup>78</sup> 17 U.S.C. §102.

<sup>79</sup> 米国著作権法の条文は、<https://www.copyright.gov/title17/>から入手することができる。

また米国著作権法の日本語訳は、公益社団法人著作権情報センターの以下のURLにて公開されている。なお、本ハンドブックで用いる条文の日本語訳は原則としてこれに拠っている。<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html> (翻訳者：山本隆司氏)

<sup>80</sup> 17 U.S.C. §101.

<sup>81</sup> 17 U.S.C. §106.

米国著作権法上の著作権

|               |           |  |
|---------------|-----------|--|
| 第 106 条(1)    | 複製権       | 著作権のある著作物をコピー又はレコードに複製する権利   |
| 第 106 条(2)    | 二次的著作物製作権 | 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成する権利  |
| 第 106 条(3)    | 頒布権       | 著作権のある著作物のコピー又はレコードを、販売その他の所有権の移転又は貸与によって公衆に頒布する権利   |
| 第 106 条(4)(6) | 実演権       | 言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演する権利<br>録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演する権利 |
| 第 106 条(5)    | 展示権       | 言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに絵画、図形又は彫刻の著作物(映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む)の場合、著作権のある著作物を公に展示する権利                 |

このうち、インターネット上での海賊版対策で頻繁に問題となるのは、複製権、頒布権、実演権の 3 つであり、二次的著作物製作権は、例えばゲームソフトの内容がユーザー等によって改変された場合に問題となり得る。

ア. 複製権

複製権は、著作物をコピーやレコードに複製する権利である。米国著作権法の定義上、コピーやレコードは著作物が固定された有体物を意味する（レコードは音声を対象とし、コピーはそれ以外の著作物を対象とする）（第 101 条）。

インターネットに関連した海賊版に関する複製権侵害類型の典型例は、ユーザーが、クラウドを用いたファイル共有サービス<sup>82</sup>やファイル共有ソフト<sup>83</sup>を通じて著作物の無許諾の複製物をダウンロードして、ハードディスクなどにコピーを作成する事例である。

なお、関連して私的複製について述べておくと、米国の著作権法は日本の著作権法とは異なり、私的複製に関する権利制限規定を有していない。しかし、フェアユースの項目で述べるとおり（参照：後記 3（3）イ）、連邦最高裁判所は、一定の私的複製がフェアユースによって守られることを示している。

<sup>82</sup> クラウドを用いたファイル共有サービスを通じた海賊版コンテンツによる複製権侵害が問題となった事例として次の裁判例がある。 *Perfect 10, Inc. v. Rapidshare A.G.*, 2010 U.S. Dist. LEXIS 146053, (S.D. Cal. May 18, 2010).

<sup>83</sup> ファイル共有ソフトを通じた海賊版コンテンツによる複製権侵害が問題となった事例として次の裁判例がある。 *Columbia Pictures Industries, Inc. v. Fung*, 710 F.3d 1020, 1034 (9th Cir. 2013). 前記 2（2）イ（イ）参照。

## イ. 二次的著作物製作権

二次的著作物製作権は、既存の著作物を基礎として、これを翻案するなどして新たな著作物を生み出す権利である。その性質上、二次的著作物製作権は複製権や実演権と重なる部分が多く、二次的著作物製作権の侵害が成立する場面では、複製権や実演権の侵害が成立することが多い<sup>84</sup>。また、インターネットに関連した海賊版に関する二次的著作物製作権の侵害は、特にゲームソフトウェアのデータやプログラムを改変する行為に関して問題となる。

## ウ. 頒布権

頒布権は、公衆に対する、著作物のコピー又はレコードの頒布をコントロールする権利である。

インターネットに関連した海賊版に関する頒布権侵害の典型例は、侵害者が著作物を、クラウドを用いたファイル共有サービスやファイル共有ソフトを利用してアップロードし、他のユーザーにダウンロードさせる事例である。

頒布権に関する未解決の問題として、ユーザーが著作物を、ファイル共有ソフトを利用してアップロードして、公衆がダウンロード可能にする行為が、頒布権侵害となるかという問題がある。すなわち、実際にダウンロードした者がいなくとも、ダウンロードを可能とするだけで著作権侵害が成立するかが争われており、この問題についての裁判所の見解は依然として分かれている<sup>85</sup>。

なお、米国著作権法のもとでは、著作物の受領者のもとに著作物のコピーが作成されない限り、頒布権侵害とはならない。そのため、著作物を無許諾でストリーミングサービスを用いて送信する行為は、受領者の側に著作物のコピーを作成しないため頒布権侵害とはならない。但し、この行為は、次に述べる当該著作物に関する実演権又は展示権侵害となり得る。

## エ. 実演権

実演権は、公衆に向けて著作物（言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに映画その他の視聴覚著作物）を実演する権利である。実演には、演奏したり上演したりすることのみならず、公衆に向けてテレビを上映すること、DVDを再生すること、著作物を送信することなどが含まれる。インターネットに関連した海賊版に関する典型的事例としては、インターネット上での著作権者の許諾を得ない著作物のストリーミングや、ポッドキャストが挙げられる<sup>86</sup>。

---

<sup>84</sup> Leaffer, at 314.

<sup>85</sup> *Universal City Studios Productions LLL et al. v. Bigwood.*, 441 F.Supp.2d 185 (D.Main. 2008). 前記2（3）ア（ア）参照。

<sup>86</sup> 例えば、著名なボクサーであるメイウェザーとパッキョオの試合に関連して、著作権者らが、試合を無料のストリーミングサービスで提供することを予告していた2つのサイトに対して、一時的差止命令（temporary restraining order）を求めた事例がある（Vera Ranieri, Run a Wi-Fi Network? HBO and Showtime Want You to Police Your Users, Electronic Frontier Foundation (May 1, 2015) <https://www.eff.org/deeplinks/2015/05/run-wifi-network-hbo-and-showtime-want-you-police-your-users>). 連邦裁判所は、被告らが予定していたストリーミングは原告らの実演権を侵害することを指摘して、この請求を認めた。

## オ. 展示権

展示権は、著作権者が公衆へ著作物（言語、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇、並びに絵画、図形又は彫刻の著作物（映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む））を展示する権利である。

この権利が問題となった事例としては、Google が画像検索サービスを提供するにあたり、自身が保存しているサムネイルイメージを公衆に対して提供することが展示権の範囲に含まれると判断した事例がある<sup>87</sup>。もっとも、裁判所は、同時に、この Google の行為はフェアユースによって保護され、著作権侵害とはならないと判断した。

### （3）権利制限規定

## ア. 各種の権利制限規定

米国著作権法は、第 106 条で著作権者の排他的権利を定める一方で、各種の権利制限規定を置いている（第 108 条など）。しかしながら、これらの個別の権利制限規定がインターネット上の海賊版との関係で問題となることは実際上まれであると思われるため、紹介は割愛する。

なお、前述のとおり米国著作権法は私的複製に関する特別の権利制限規定を有していないため、私的複製であるからといって直ちに適法となるとは限らない。私的複製であっても、次に紹介するフェアユースに当たるか否かによって、適法かどうか判断されることになる。

## イ. フェアユース

インターネット上の海賊版に関して問題となり得る権利制限規定として、フェアユースが挙げられる。フェアユースは判例を通じて発展してきた理論であるが、現在では、フェアユースは米国著作権法に明文の根拠を有する（第 107 条）。同条は、以下に挙げる 4 つの要素を列挙している。これらの要素をはじめとする諸事情を考慮して、裁判所がフェアユースと判断するとき、著作権者の許諾のない著作物の利用であっても著作権侵害とはならない。なお、このように諸事情を総合的に考慮することでフェアユースに該当するかが判断されるため、著作物の利用が全体からみて僅かであっても、フェアユースにあたらぬと判断されることもあり得る。このため、他人の著作物の利用が一定の秒数以内であることや音声異なることのみをもってフェアユースであると断定できるものではない。

### 第 107 条<sup>88</sup>

- (1) 使用の目的及び性質(使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む。)
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響。

<sup>87</sup> *Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc.*, 508 F.3d 1146 (9th Cir. 2007).

<sup>88</sup> 17 U.S.C. §107.

連邦議会は、この第 107 条の制定にあたって、同条は、フェアユースに関する判例理論を明確化するための規定であると説明しており、現在も裁判所にフェアユースの判断は委ねられている<sup>89</sup>。つまり、フェアユースは事案に即して適用されるため、裁判における結果を予測することは時として困難である。

フェアユースは著作権を制限するものであるため、権利者による権利行使に対して、侵害者である被告側が防御手段としてフェアユースの法理を用いることが想定される。つまり、被告による行為はフェアユースに該当するもので著作権侵害にあたらぬという主張が行われ得る<sup>90</sup>。

また、フェアユースは、ノーティスアンドテイクダウンの手続（参照：前記 1（1））に関しても問題となる。権利者は、ノーティスアンドテイクダウンを行うにあたり、問題とする相手方の行為が米国著作権法に定めるフェアユース法理によって保護を受けないと善意誠実に信ずることを宣誓する必要があるためである<sup>91</sup>。

フェアユースに関する近年の裁判例による判断の傾向については、後述の 3（8）イ（38 頁以下）を参照されたい。

#### コラム〈パロディについて〉

フェアユースの一種として、パロディがある。ある作品がパロディとして認められるためには、第 107 条に規定された上記の 4 つの要素を満たし、その上で、単なる一般的な社会批判のみならず、原作品に対する特定の論評、批判又は模倣を含んでいることを示さなければならない。但し、裁判所はパロディ自体の芸術的な長所を判断するものではないから、パロディが必ずしもユーモラスなものである必要はない。

#### （4）著作権登録

米国著作権法は著作権登録制度（第 408 条以下）を設けている。著作物は登録の有無にかかわらず保護されるものの、前記 1（4）エ（ウ）のとおり、登録制度は著作権に基づく訴訟を提起するには重要な意味を持つ。また、著作物の最初の発行から 5 年以内になされた登録の証明書は、著作権の効力及び証明書に記載された事実の一応の証拠となる<sup>92</sup>。

著作権登録には、オンラインで申請を行う方法と、書面による申請を行う方法が存する。オンライン申請を行う方法としては、著作権局が運営する e-Copyright Office ([https://eco.copyright.gov/eService\\_enu/start.swe](https://eco.copyright.gov/eService_enu/start.swe)) にアクセス及びログインした上で、必要事項の記

<sup>89</sup> 最も重要なフェアユースに関する判決の 1 つに、私的複製に関連した *Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc.* がある。本件において、最高裁判所は、個人がテレビ放送を私的な目的でビデオ録画し、これを放映時間後に視聴することについてフェアユースの成立を認めた。 *Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc.*, 464 U.S. 417 (1984)。

<sup>90</sup> 実際にインターネット上の海賊版についてフェアユースが問題となった事例として、 *A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.* が挙げられる (239 F.3d 1004, 1014 (9th Cir. 2001))。同事件では、ファイル共有ソフトウェアの製作者である被告が、ファイル共有ソフトの利用者たちの行為はフェアユースによって保護されるため、被告は著作権侵害責任を負わないと主張していた。裁判所はこの主張を斥け、ファイル共有ソフトの利用者たちは著作権を直接侵害していると判断している。前記 2（2）ア参照。

<sup>91</sup> *Lenz v. Universal Music Corp.*, 801 F.3d 1126, 1138 (9th Cir. 2015)。前記 2（2）イ（オ）参照。

<sup>92</sup> 17 U.S.C. §410(c)。

入及び手数料の支払いを行うとともに、寄託物をアップロードすることなどによって登録をすることができる。また、著作権局は実務的なガイダンスも提供している<sup>93</sup>。

## (5) 著作権表示 (Copyright notice)

1909 年米国著作権法では、米国における著作権法の保護を受けるためには、出版時に有効な著作権表示を作品に表示することが必要であった。しかし、1909 年米国著作権法に代わり制定された現行の 1976 年米国著作権法では、著作権表示の有無に関わらず、米国著作権法の保護を受けることができる。

1978 年以前に出版された著作物については 1909 年米国著作権法が適用されると判断したケースが見られる<sup>94</sup>。しかし、米国著作権法は米国外で効力を有さないため<sup>95</sup>、米国外で出版された著作物については、1909 年米国著作権法が適用されたとしても、当該著作物の発行国においてパブリックドメインとなっていない限り<sup>96</sup>、出版時に著作権表示がなくともパブリックドメインと判断されることはないと考えられている。

結局のところ、米国外で出版された著作物は、その発行年に関わらず、著作権表示がなくとも米国著作権法で保護されるということになる。

なお、米国著作権法上、著作権侵害に対する損害賠償について、侵害者の故意は要件ではないが、法定損害賠償が裁量的に増額される要件となっている<sup>97</sup>。著作権表示を著作物に付していれば、通常侵害者は著作権表示を認識するため、法定損害賠償増額の要件が認められる可能性は非常に高くなる。

## (6) 著作権保護システム (技術的保護手段) の回避の禁止

米国著作権法は、著作権保護システムの回避に関し、第 1201 条に規定を置いている。同条もノーティスアンドテイクダウンの規定と同様に、デジタルミレニアム著作権法によって導入された。同条は大きく以下の 3 つの行為を禁止している。

### 第 1201 条により禁止される 3 つの行為

|                   |   |
|-------------------|---|
| 第 1201 条(a)(1)(A) | 米国著作権法に基づき保護される「著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避」することの禁止  |
| 第 1201 条(a)(2)    | 米国著作権法に基づき保護される「著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを目的として設計され又は製造されるもの」など、アクセスコントロール手段を回避するためのサービスや装置を流通させることの禁止 |
| 第 1201 条(b)       | 「著作物又はその一部分に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避すること  |

<sup>93</sup> United States Copyright Office, eCO Registration System, <https://copyright.gov/registration/>.

<sup>94</sup> *Nafal v. Carter*, 540 F. Supp. 2d 1128, 1138 (C.D. Cal. 2007), *aff'd*, 388 F. App'x 721 (9th Cir. 2010).

<sup>95</sup> *United Dictionary Co. v. G. & C. Merriam Co.*, 208 U.S. 260 (1908), *Subafilms Ltd. v. MGM-Pathe Communications Co.*, 24 F.3d 1088, 1095 (9th Cir.) (en banc), *cert. denied*, 513 U.S. 1001 (1994).

<sup>96</sup> *Twin Books Corp. v. Walt Disney Co.*, 83 F.3d 1162, 1166 (9th Cir. 1996)).

<sup>97</sup> 前記 1 (4) カ参照。

|  |
|--|
| を目的として設計され又は製造されるもの」など、著作権保護手段を回避するためのサービスや装置を流通させることの禁止 |
|--|

なお、同条は、アクセスコントロール手段の回避は禁じているが、著作権保護手段を回避すること自体は禁止していない（すなわち、第 1201 条(a)(1)(A)に対応する禁止規定が、第 1201 条(b)には定められていない）。もっとも、同条で禁止されていないとしても、著作権保護手段が回避された場合は、著作権者は既存の権利規定によって保護され、またフェアユース等の既存の制限に服することになる。

侵害者がこれらの規定に違反した場合、民事又は刑事責任が発生する。まず、民事責任については、第 1203 条<sup>98</sup>に定められており、差止めを求めることができるほか（第 1203 条(b)(1)）、損害賠償を請求することができる。損害賠償としては、一般的な著作権侵害と同様に、実際の損害の賠償と法定損害賠償のいずれかを求めることができ、法定損害賠償の額は原則として 200 ドル以上 2,500 ドル以下とされている（第 1203 条(c)(3)）。このほか、違反行為が反復している場合の加重（第 1203 条(c)(4)）、及び侵害者が違反行為を知らず、違反と信ずべき事由がなかった場合の減免の規定（第 1203 条(c)(5)）が置かれている。また、刑事責任に関しては、第 1204 条<sup>99</sup>に規定されており、故意かつ商業的利益又は私的な経済的利益を目的として第 1201 条に違反した場合、最初の違反について最大懲役 5 年、罰金 50 万ドル、2 度目以降の違反についてそれぞれ倍の刑罰が定められている。

この著作権保護システムに関する規定は、例えばゲーム機に対する不法なアクセスに関して問題となり、数件のケースがこの条文に関連して公表されている<sup>100</sup>。なお、米国著作権法第 1201 条は(d)～(k)において、上記禁止規定に関する例外を列挙しているが、海賊版に関する対応で問題となる可能性は低いと割愛する<sup>101</sup>。

## (7) 著作権侵害

### ア. 直接侵害と間接侵害の関係

米国著作権法第 501 条は、第 106 条に規定する 5 種類の支分権を侵害した者が著作権の侵害者となる旨を定める。この米国著作権法第 501 条は、侵害者が直接著作権を侵害する、直接侵害のみを明文で規定している。しかしながら、米国著作権法上の明文にはないものの、裁判所は、判例法として、直接侵害に加えて、間接あるいは二次的な侵害を認めている。後述のとおり、ファイルホスティングサービ

<sup>98</sup> 17 U.S.C. §1203.

<sup>99</sup> 17 U.S.C. §1204.

<sup>100</sup> *U.S. v. Reichert*, 747 F.3d 445 (6th Cir. 2014). 前記 2 (2) ア参照。なお、仮に侵害者がゲームデータそのものを変更した場合には、前述のとおり著作権者の二次的著作物製作権侵害となり得る。

<sup>101</sup> なお、参考までに記すと、こうした法律上の例外とは別に、第 1201 条(a)(1)(C)は、連邦議会図書館長に対して、著作権局の勧告に基づき、例外に関する規則を制定する権限を授けている。2015 年、連邦議会図書館長は新たな例外を定めたが、その中で、ビデオゲームに関して新たな例外規定が設けられた（*Exemption to Prohibition on Circumvention of Copyright Protection Systems for Access Control Technologies*, 80 Fed. Reg. 65944,65956-58 (Oct. 28, 2015), <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-10-28/pdf/2015-27212.pdf>）。現在のビデオゲームの多くが、ゲームをプレイするためにゲームメーカーが運営する認証サーバーへのアクセスを求めているため、ゲームメーカーがこうしたサービスを終了してしまうと、ユーザーがゲームをプレイできなくなるという問題があった。そこで、新たな例外では、ゲームメーカーがこうしたサービスの提供を終了した後に、ユーザーがゲームプレイを続けるために必要なアクセスをすることを認めている。

ス等のユーザーに対しては直接侵害責任が問題となる一方、サービス提供者については、間接侵害責任が問われることが多い。

著作権者がファイル共有サービス等のユーザーである個人に対して著作権侵害訴訟を提起することは従前しばしば行われていた。例えば、米国レコード協会 (Recording Industry Association of America : RIAA) は 2008 年 12 月にその方針を転換するまでの間に、合計 3 万人以上の個人に対して直接侵害に基づく著作権侵害訴訟を提起していた<sup>102</sup>。しかしながら、現在では、個人に対して直接民事訴訟を提起することは、積極的には行われておらず、権利者はサービス提供者に対して訴訟を提起することが多い。

## イ. 直接侵害

ユーザーが著作物を無許可で頒布あるいは複製する行為は、著作権の直接侵害行為に該当する。前述のとおり (参照: 前記 3 (2))、例えばファイル共有サービスやファイルホスティングサービスからファイルが無許可でダウンロードすれば複製権侵害、それらのサービスにファイルが無許可アップロードして他のユーザーにダウンロードさせれば頒布権侵害となる。また、ユーザー側に複製を作成しないストリーミング方式で著作物を無許可で配信した場合には実演権侵害となる。

先に述べたとおり、著作権者は、ファイル共有サービス等の提供者について、間接侵害責任を問うのが通常であるが、サービス提供者が、積極的、意図的にユーザーの侵害行為に加担していた場合には、裁判所は、直接侵害責任を認めることがある<sup>103</sup>。

## ウ. 間接侵害 (サービス提供者の責任)

直接侵害責任に加えて、裁判所はいくつかのタイプの間接侵害責任理論を認めている。これらの間接侵害責任は全て他者の侵害行為にさまざまな形で関与した者の責任を問うために発展してきた。以下が代表的な 3 つの議論である<sup>104</sup>。なお、米国の判例法理論においては、直接侵害が成立する場合に限り、間接侵害が成立するという、いわゆる従属説が採られている。

### ➤ 寄与侵害

関与者が直接侵害行為を知り又は知るべき理由があり、かつ侵害行為を引き起こしたか又は重大な貢献をした場合に認められる。

### ➤ 代位責任

関与者が侵害行為をコントロールする権利と能力を持ち、かつ侵害行為から利益を得ていた場合に認められる。

---

<sup>102</sup> Department of Commerce Internet Policy Task Force, Copyright Policy, Creativity, and Innovation in The Digital Economy (Jul. 2013), 47, <http://www.uspto.gov/sites/default/files/news/publications/copyrightgreenpaper.pdf> (以下 “DoC” と略称する)。

<sup>103</sup> DoC, at 48; *Arista Records LLC v. Usenet.com, Inc.*, 633 F.Supp.2d 124 (S.D.N.Y. 2009)。

<sup>104</sup> DoC at 48. なお、同報告書も指摘するとおり、誘引侵害を寄与侵害の一類型とするか、寄与侵害とは独立した類型とするか議論が分かれるが、本ハンドブックは、同報告書に従い別の類型とする立場をとっている。

➤ 誘引侵害

関与者が著作権を侵害するための利用を促進する目的を持って機器やサービスを提供していた場合に認められる。

2005年以前は、寄与侵害及び代位責任のみが認められていた。例えば、*In re Napster Inc. Copyright Litigation*<sup>105</sup>において、第9巡回控訴裁判所は、代位責任の理論をファイル共有サービスに適用して、Napsterは責任を負うと判断した。また、Napsterはファイル共有ソフトを提供するのみならずファイルの検索システムを運営していたことから、裁判所は、Napsterのユーザーの侵害行為に関する認識と重要な貢献を認定して寄与侵害による責任も認めた。

2005年、米国最高裁判所は、*Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. v. Grockster, Ltd.*<sup>106</sup>について判断を示した。この事件は、米国最高裁判所が初めてファイル共有ソフトが合法か否かの判断を示したことと、新しい間接侵害理論である誘引侵害を認めた点で著名である。このケースでは、Grocksterの提供していたファイル共有ソフトは完全に分散化されており、いったんソフトを提供すると、Grocksterはユーザーの行動をコントロールすることができなかった。しかしながら、米国最高裁判所は、ファイル共有ソフトの提供者は、ユーザーが非合法に著作物を交換することを促している場合には、責任を負い得ると判断し、被告らはそうした意図を持っていたとして責任を認めた。

寄与侵害と誘引侵害の相違点は必ずしも大きくないが、寄与侵害の場合、直接侵害に対する認識が要件となるのに対し、誘引侵害では直接侵害を促すという意図が要件となる点で違いがある。

なお、サービス提供者の間接侵害責任に関しては、前述のとおり米国著作権法第512条のセーフハーバーが密接に関連することにも留意されたい。

## (8) 最近の動向

### ア. 法制度に関する動向

米国では、海賊版の対策を含めた米国著作権法の改正に関する様々な立法提案がなされている。例えば、2012年にはStop Online Piracy Act (SOPA) と Protect IP Act (PIPA) と呼ばれる2本の法案が議会で審理されたが、インターネット上での表現の自由が制約されることを懸念する立場などからの反対の結果として、いずれも廃案となった<sup>107</sup>。

2020年12月27日、The Protecting Lawful Streaming Act (PLSA) が成立した。この法律は、米国連邦政府が海賊版コンテンツのストリーミングに対処するため、違法なストリーミングを重罪と分類したものである。PLSAの成立によって、複製権及び頒布権侵害のみ重罪として訴追することを認め、ストリーミングは実演権を侵害するものとして軽罪として訴追できるに過ぎないという格差が減少することとなった。PLSAは、以下のとおり、連邦刑法に新しく第2319C条を追加するものである。

<sup>105</sup> 239 F.3d 1004. 前記2(2)イ(ア)参照。

<sup>106</sup> 545 U.S. 913 (2005). 前記2(1)参照。

<sup>107</sup> Electronic Frontier Foundation, SOPA/PIPA: Internet Blacklist Legislation, <https://www EFF.org/issues/coica-internet-censorship-and-copyright-bill1>.

## 第 2319C 条 (違法なデジタル送信サービス)

### (b) 禁止される行為

故意に、かつ、商業的利益又は私的な金銭的利益を目的として、以下のようなデジタル送信サービスを公衆に提供することは違法である。

- (1) 著作権者の許諾や法の定めがないままに行われるデジタル送信によって、米国著作権法によって保護されている著作物を公に実演することを目的として、主に設計適用されるもの、
- (2) 著作権者の許諾や法の定めがないままに行われるデジタル送信によって、米国著作権法によって保護されている著作物を公に実演する以外の、商業的に顕著な目的又は使用方法のないもの、又は
- (3) 著作権者の許諾や法の定めがないままに行われるデジタル送信によって、米国著作権法によって保護されている著作物の公の実演を促進している者によって、又はその指示によって、意図的に市場に提供されているもの。

PLSA によって、DMCA に定める責任の制限や二次的責任の原則が何らかの影響を受けることはない。また PLSA は刑事責任に関する定めであり、民事訴訟を通じた企業間の正当なビジネス上の紛争を対象とするものでもない。加えて、オンラインサービスプロバイダーが、著作権を侵害するデジタル送信へのアクセスを制限する措置を十分に取らなかったとしても、一般に、そのような行為は故意又は幫助の要件を満たさず、罪とならない。そして、オンラインサービスプロバイダーが、顧客による悪用を招くサービスを提供としたとしても、同様に罪とならない。

また、同日、著作権請求委員会 (Copyright Claims Board) を著作権局内に設け、連邦裁判所を通さずに著作権侵害関連の少額の損害賠償請求等<sup>108</sup>を行う制度を創設する、Copyright Alternative in Small-Claims Enforcement Act (CASE 法) が成立した。

著作権請求委員会では、著作権請求担当官 (Copyright Claims Officer) と呼ばれる著作権侵害、訴訟、裁判外紛争等の経験のある弁護士が長を務める。申立人は、重要な事実の記載された認証済み陳述書、申請手数料を提出すると、まず著作権請求担当官はこれらの書類が CASE 法に則ったものであるかを審査する。その後、この請求は CASE 法に従い相手方に送達される。委員会による審理の利用は任意であるため、相手方は、請求送達後 60 日以内に、答弁書を提出するか、CASE 法の手続から脱退することを選択することができる。相手方が委員会による審理から脱退した場合、申立人は、連邦裁判所へ訴訟を提起するか、又は請求を放棄するかを選択することとなる。委員会の審理中、担当官は、両当事者の証拠及び主張を検討する。委員会の審理においては、代理人弁護士や本人の出頭など、一定の手続を任意とする一方、証拠開示手続は限定的である。

著作権者は、委員会が著作権侵害請求を審理する前に、著作物を著作権局に登録しなければならない。連邦裁判所に提起された請求とは異なり、著作権者は、侵害の時点で登録されていない著作物について、CASE 法に規定されている法定損害賠償額の上限の半額を取得することができる。一方、連邦裁判所に提起された訴訟と同様、著作権登録がなされた時期は、申立人の請求が実際に認められる金額に影響がある。

<sup>108</sup> 少額の損害賠償請求のほか、著作権侵害の裁定、著作権を侵害していないことの宣言、第三者による虚偽のノートイスアードテイクダウンに関する請求等を行うことができる。

委員会が著作権者に有利な裁定をしたときは、その内容に応じ、相手方は、侵害内容を除去し、法定損害賠償又は実際の損害賠償を支払わなければならない。委員会の決定に異議を申し立てることを希望する当事者は、まず、委員会に再検討を求めることができる。再検討が拒否された場合には、著作権局局長に裁量権の濫用の裁定を再検討するよう求めることができる。また、著作権局局長が裁量権の濫用を認めない場合、委員会の裁定が不正であった場合、担当官が不正行為に関与した場合、その権限を超えた場合、最終裁定を下さなかった場合、当事者が欠席しているにも関わらず、委員会が裁定をした場合、やむを得ない過失により起訴が出来なかったにも関わらず、委員会が裁定をした場合には、申立人は、連邦裁判所に対し、委員会の裁定の破棄又は修正を求めることができる。

CASE 法に基づく法定損害賠償額は、1つの請求につき 15,000 ドルであり、最大 30,000 ドル（適時登録されていない著作物に関する請求は 7,500 ドル）である。CASE 法では、5,000 ドル以下の損害賠償請求の手續をさらに簡素化することが予定されている。連邦裁判所の訴訟による場合と同様に、委員会は、侵害された期間、侵害者の利益、申立人の逸失利益、侵害者又は申立人が侵害を軽減するために講じた措置など、損害賠償を決定する際の様々な要因を検討して裁定を行う。

なお、執筆時点において CASE 法は未施行であるが、2022 年 12 月 27 日までに著作権請求委員会が設置される予定である。

さらに、現行のノーティスアンドテイクダウンの手續及びセーフハーバーの規定では、著作権を侵害するようなコンテンツをサービスプロバイダーが排除し続けるのに十分な動機付けを与えられないとして、ノーティスアンドステイダウン、又はテイクダウンステイダウンと呼ばれるシステム（サービスプロバイダーが著作権を侵害するコンテンツを自身のプラットフォームからいったん削除した後は、それ以降の再アップロードを発見しブロックする責任を負う）等、DMCA を改正する草案（The Digital Copyright Act of 2021）がティリス上院議員によって起草されるなど、DMCA のさらなる改正を提唱する動きが一部にみられるが、米国が積極的に同システムを採用するまでには至っていない。

## イ. フェアユースに関する近年の裁判例の傾向

ここ数年間にわたり、米国連邦裁判所（巡回控訴裁判所を含む）において、従前よりも「変容性」（transformativeness）に焦点を絞り、重点を置いてフェアユース問題にアプローチするという傾向が強くなってきた。「変容性」は、米国著作権法第 107 条（1）（使用の目的及び性質）の考慮要素（以下、「第 1 要素」といい、同条（2）（3）（4）の考慮要素をそれぞれ「第 2 要素」「第 3 要素」「第 4 要素」という。）を分析する際の枠組みである。具体的には、侵害者とされる者が著作権対象著作物を使用する際に、新しい表現、メッセージ若しくは意味を加えたり、当該著作物の目的や特性を変更したり、又は当初意図したのとは異なる目的に用いるべく翻案したか否かを問うものである。第 1 要素に関して、変容力の有無を問うべきことは、1990 年の Harvard Law Review への Pierre N. Leval 判事による寄稿で最初に提案されたが、1994 年の *Campbell v. Acuff-Rose Music*<sup>109</sup>において最高裁判所によって採用され、以降重要な判例法理となった。この事件は、ラップ音楽グループ 2 Live Crew の曲「Pretty Woman」が、Roy Orbison の曲「Oh, Pretty Woman」に関する Acuff-Rose の著作権を侵害したとして訴訟が提

<sup>109</sup> 510 U.S. 569 (1994).

起されたものである。最高裁判所は、2 Live Crew の商業的パロディは、米国著作権法第 107 条におけるフェアユースとなり得るとして、フェアユースを認めなかった控訴裁判所判決を破棄し、事件を第 6 巡回控訴裁判所に差し戻した。

この変容性の理論は、上記の最高裁判決にみられるように、パロディ作品のフェアユースに関する判断の際に用いられていた。しかし、次第にパロディ以外のフェアユースに関する判断においても用いられるようになった。例えば、オンライン検索クエリーのオペレーターによるサムネイル版写真画像の使用を、当該検索エンジンの変容性を主な根拠として、公正であると認定した、第 9 巡回控訴裁判所における一連の判例がある<sup>110</sup>。さらには、第 2 巡回控訴裁判所での 2013 年の事件 *Cariou v. Prince*<sup>111</sup>では、現代芸術においても変容性の理論が適用されるに至った。この事件は、ある写真家によるジャマイカのラスタファリ主義者達の肖像写真を、著名なアーティストが自身のアートワーク中で使用したというもののだが、当該判例は、第 1 要素における変容性を圧倒的に重要視している<sup>112</sup>。上記事件の判示中で、裁判所は、当該アートワークの変容性が第 2 及び第 3 要素の影響の緩和につながり、かつ「二次的ユースが変容的であればあるほど、二次的ユースが当初のユースの代わりになり得る蓋然性は低くなる」という点では第 4 要素にも作用したと述べている。

また、*Dr. Seuss Enterprises, L.P. v. ComicMix LLC*<sup>113</sup>では、Dr. Seuss とスタートレックのマッシュアップ作品というコンテキストにおいて、フェアユースの問題が取り上げられた。当該判例において、控訴裁判所は、フェアユースを認めた地方裁判所の判断を覆し、Dr. Seuss 氏著作の本に描かれているものとほぼ同じ世界に挿入されたスタートレックのキャラクターのマッシュアップは、フェアユースを構成しないと判断した。

一方、2018 年ごろから判例は、著しい重要性を有するものとして第 4 要素に注意を向ける方向へ回帰しはじめているが、これはおそらく、第 1 要素の「変容的ユース」テストの最近の地位向上をも凌ぐ傾向である<sup>114</sup>。例えば、2018 年の *Fox News Network, LLC v. TVEyes, Inc.*<sup>115</sup>において第 2 巡回控訴裁判所は、第 4 要素が「フェアユースにおける唯一の最重要要素であることに疑いの余地はない」旨をその分析において再確認しているが、これは 1985 年の *Harper & Row Publishers, Inc. v. Nation Enters*<sup>116</sup>において最高裁判所が各要素の重要性を分析した内容に注目したものである。

*TVEyes* は、Fox 及びそのほかネットワーク各社のプログラミングからのショートクリップをユーザーが閲覧、ダウンロード及び電子メール送信できるサブスクリプションサービスをめぐる紛争に由来するものであった。「当該サービスの変容性はささやかなものでしかない」という第 2 巡回控訴裁判所の判断は、第 4 要素を重視していたため、フェアユースが認定される方向へ局面を転換するには至らなかったが、これには第 4 要素が原告に有利に働いたことの表れでもある。

<sup>110</sup> *Kelly v. Arriba Soft Corp.*, 336 F.3d 811, 815 (9th Cir.2003), *Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc.*, 508 F.3d 1146 (9th Cir. 2007).

<sup>111</sup> 714 F.3d 694 (2d Cir. 2013), 714 F.3d 694 (2d Cir. 2013).

<sup>112</sup> なお、同判決のアプローチを批判した判決として、*Keinitz v. Scennie Nation LLC*, 766 F.3d 756 (7th Cir. 2014) がある。

<sup>113</sup> 983 F.3d 443 (9th Cir. 2020).

<sup>114</sup> *Capitol Records, LLC v. ReDigi Inc.*, 910 F.3d 649, 662 (2d Cir. 2018), *Schwartzwald v. Oath Inc.*, No. 19-CV-9938 (RA), 2020 WL 5441291, at \*8 (S.D.N.Y. Sept. 10, 2020), *appeal withdrawn*, No. 20-3552, 2020 WL 8173575 (2d Cir. Dec. 3, 2020).

<sup>115</sup> 前記 2 (2) イ (キ) 参照。

<sup>116</sup> 471 U.S. 539 (1985).

2019 年の *Brammer v. Violent Hues Prods*<sup>117</sup>は、観光アトラクションを PR するウェブサイトに写真が挿入されたケースである。上記事件では、第 4 巡回控訴裁判所は、二次的著作物が十分に新規な機能を実際には有していなかったにもかかわらず、変容的ユースの主張をみとめた地方裁判所の判断を覆し、変容性を拡大解釈することに不本意な姿勢を示している。上記事件で裁判所は、原著作物中に描写された場所に関する「情報」を提供するだけでは、十分に変容的とは言えないと判示している。

しかしながら、最高裁判所が審理するフェアユース関連訴訟としては長年ぶりとなる *Google LLC v. Oracle America Inc.*において同裁判所が下す判示しで、フェアユースの各要素間のバランスは今後さらに変化していく可能性がある。上記事件では、新コンピュータープログラム創出のコンテキストにおいて Google が、あるソフトウェアインターフェイスを使用したことがフェアユースに該当するか否かが争点となっている。最高裁判所がフェアユースについて何らかの新解釈を下すのかという点で、上記事件は重要な意味をもっている。

---

<sup>117</sup> 922 F.3d 255 (4th Cir.2019)、前記 2 (2) イ (ク) 参照。

インターネット上の著作権侵害（海賊版対策）ハンドブック  
—米国編—

発行年月 2021年3月

受託者 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構

執筆協力 T&K法律事務所

発行 文化庁著作権課国際著作権室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL : 03-5253-4111（代表）

FAX : 03-6734-3813